

【表紙】

| | |
|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成27年7月15日 |
| 【発行者の名称】 | デンマーク地方金融公庫 (KommuneKredit) |
| 【代表者の役職氏名】 | Johnny Munk 暫定最高経営責任者 兼マネジング・ディレクター Eske Hansen シニア・バイス・プレジデント (資金調達・財務部門長) |
| 【代理人の氏名又は名称】 | 弁護士 黒丸博善 |
| 【住所】 | 東京都港区六本木一丁目9番10号 アークヒルズ仙石山森タワー ベーカー&マッケンジー法律事務所 (外国法共同事業) |
| 【電話番号】 | (03)6271-9900 |
| 【事務連絡者氏名】 | 弁護士 黒丸博善 |
| 【住所】 | 東京都港区六本木一丁目9番10号 アークヒルズ仙石山森タワー ベーカー&マッケンジー法律事務所 (外国法共同事業) |
| 【電話番号】 | (03)6271-9900 |
| 【縦覧に供する場所】 | 該当なし |

注 「発行者」または「公庫」とは、デンマーク地方金融公庫を指す。

第一部 【証券情報】

第1 【募集債券に関する基本事項】

該当事項なし

第2 【売出債券に関する基本事項】

1【売出要項】

売 出 人

| 会 社 名 | 住 所 |
|------------|-------------------|
| あおぞら証券株式会社 | 東京都千代田区九段南一丁目3番1号 |

| | |
|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 売出債券の名称 | デンマーク地方金融公庫 2020年8月14日満期 早期償還判定水準逡減型 早期償還条項付 ノックイン型日米2指数(日経平均株価・S&P500指数)参照 デジタル・クーポン円建債券 (以下「本債券」という。) |
| 記名・無記名の別 | 無記名式 |
| 券面総額 | 5億円(予定)(注1) |
| 各債券の金額 | 100万円(注3) |
| 売出価格 | 額面金額の100.00% |
| 売出価格の総額 | 5億円(予定)(注1) |
| 利 率 | () 2015年8月14日(同日を含む。)から2015年11月14日(同日を含まない。)までの期間: 年率4.00% () 2015年11月14日(同日を含む。)から償還期限または(場合により)期限前の償還日(いずれも同日を含まない。)までの期間: 利率決定日の参照指数終値により以下のとおり変動する。 (イ) 利率決定日におけるそれぞれの参照指数の参照指数終値が関連する利率判定水準以上である場合、年率4.00% (ロ) 利率決定日におけるいずれかの参照指数の参照指数終値が関連する利率判定水準未満である場合、年率0.10% (注2) |
| 償還期限 | 2020年8月14日(ロンドン時間)(注4) |
| 売出期間 | 2015年8月6日から2015年8月13日まで(注5) |
| 受渡期日 | 2015年8月14日(日本時間)(注5) |
| 申込取扱場所 | 売出人ならびに(注6)記載の金融機関の日本における本店および各支店(注7) |

- (注1) ユーロ市場で発行される本債券の額面総額は、5億円(予定)である。本債券の額面総額は、本債券の需要状況を勘案した上で決定される。従って、最終的な券面総額および売出価格の総額は、上記の各総額と大きく相違する可能性がある。
- 本債券に関する予定の発行条件は、需要動向を勘案したうえで、本債券の最終条件書により決定される予定である。
- (注2) 本債券の付利は、2015年8月14日(同日を含む。)に開始する。発行日(下記(注8)に定義される。)である2015年8月13日には利息は発生しない。利率決定日、参照指数、参照指数終値および利率判定水準の定義については下記「用語の定義」をそれぞれ参照のこと。
- (注3) 本債券の申込単位は100万円とし、最小申込金額は300万円とする。
- (注4) 本債券は、下記「3.償還の方法-(2)早期償還-(イ)参照指数水準による早期償還」に記載するとおり、関連ある利払期日(下記「2.利息支払の方法」に定義される。)に早期償還される可能性がある。
- なお、その他の早期償還については下記「3.償還の方法-(2)早期償還-(ロ)参照指数算定に係る早期償還」、「3.償還の方法-(3)税制上の理由による償還」および「11.その他-(1)債務不履行事由」を参照のこと。
- (注5) 一定の事情により本書の記載を訂正すべきこととなった場合には、売出期間、受渡期日および発行日のいずれかまたはすべてを概ね1週間程度の範囲で繰り下げることがある。
- (注6) 売出人は、金融商品取引法第33条の2に基づく登録を受けた下記の金融機関に、本債券の売出しの取扱業務の一部を行うことを委託している。

登録金融機関

名称： 株式会社あおぞら銀行
住所： 東京都千代田区九段南一丁目3番1号

- (注7) 本債券の購入申込み、その購入およびそのための払込みはすべて、各申込人が、売出人との間に開設している外国証券取引口座を通じ、外国証券取引口座約款の規定に従ってなされる。かかる外国証券取引口座を開設していない申込人は、売出人においてかかる口座を開設する必要がある。
- 売出人との間に開設している外国証券取引口座を通じて本債券を取得する場合、同約款の規定に従い、包括債券および確定債券の券面の交付は行われない。なお、本債券の券面については、下記「11.その他-(2)包括債券」を参照のこと。
- (注8) 本債券は、発行者のユーロ・メディアム・ターム・ノート・プログラム(以下「本プログラム」という。)および本債券に関する最終条件書に基づき、2015年8月13日(以下「発行日」という。)に発行される。本債券はいかなる金融商品取引所にも上場されない。
- (注9) 本債券は、合衆国1933年証券法(その後の改正を含む。)(以下「証券法」という。)に基づき登録されておらず、今後登録される予定もない。証券法に基づくレギュレーションSに従っている場合または証券法上登録義務を免除されている一定の取引において行われる場合を除き、合衆国内において、または米国人に対してもしくは米国人のために、本債券の売付けの申込み、買付けの申込みの勧誘または売付けを行ってはならない。本段落の用語は、証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有する。
- 本債券は、合衆国税法上の要件の適用を受ける。合衆国税務規則により許された一定の取引において行われる場合を除き、合衆国もしくはその領土において、または合衆国人に対し、本債券の売付けの申込み、買付けの申込みの勧誘、売付けまたは交付を行ってはならない。本段落の用語は、合衆国内国歳入法および同法に基づく規則により定義された意味を有する。

- (注10) 本債券に関し、発行者の依頼により、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者によって提供されもしくは閲覧に供される信用格付またはかかる信用格付業者によって提供されまたは閲覧に供される予定の信用格付はない。

なお、発行者は、本書提出日現在、かかる登録を受けていない信用格付業者(以下「無登録格付業者」という。)であるスタンダード&プアーズ・クレジット・マーケット・サービス・ヨーロッパ・リミテッド(以下「S&P」という。)よりAAAの長期発行体格付を、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・リミテッド(以下「ムーディーズ」という。)よりAaaの長期発行体格付を、それぞれ取得しているが、これらの格付は直ちに発行者により発行される個別の債券に適用されるものではない。S&Pおよびムーディーズは、それらのグループ内の金融商品取引法上の登録信用格付業者の特定関係法人(金融商品取引業等に関する内閣府令(以下「内閣府令」という。)第116条の3第2項に定義される。)である。

無登録格付業者は、金融庁の監督および信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、内閣府令第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。

S&Pおよびムーディーズについては、それぞれのグループ内に、金融商品取引法第66条の27に基づく信用格付業者として、スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社(登録番号：金融庁長官(格付)第5号)およびムーディーズ・ジャパン株式会社(登録番号：金融庁長官(格付)第2号)が登録されている。S&Pおよびムーディーズそれぞれの信用格付の前提、意義および限界は、それぞれインターネット上で公表されているスタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ(http://www.standardandpoors.com/ja_JP/web/guest/home)の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付情報」(http://www.standardandpoors.com/ja_JP/web/guest/regulatory/unregistered)に掲載されている「格付けの前提・意義・限界」およびムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ(ムーディーズ日本語ホームページ(https://www.moodys.com/pages/default_ja.aspx))の「信用格付事業」のページにある「無登録業者の格付の利用」の「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」において、それぞれ公表されている。

売出しの委託契約の内容

該当なし

債券の管理会社

該当なし

本債券の代理人

| 本債券の代理人 | |
|--------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 名 称 | 所 在 地 |
| シティバンク・エヌ・エー、ロンドン支店 (Citibank, N.A., London Branch) | ロンドンE14 5LB、カナリー・ワーフ、カナダ・スクエア、シティグループ・センター (Citigroup Centre, Canada Square, Canary Wharf, London E14 5LB) |

振替機関

該当なし

財務上の特約

本債券の地位

本債券およびその関連する利札（以下「利札」という。）は、発行者の直接、無条件および一般的な債務であり、その間において優先権のない同順位とし、また、これに類する性質の保証およびその他の債務を含む、発行者のその他一切の非担保債務と同等以上とする（ただし、破産もしくは清算の場合に債権者の権利一般に影響を及ぼす法律が、当該その他の非担保債務のいずれかに優先権を付与する場合はこの限りでない。）。

担保提供制限

いずれかの本債券または利札が残存している（本プログラムのための代理契約において定義される。）限り、発行者は、当該債務（下記に定義される。）、または当該債務の保証もしくはこれに関する補償を担保するために現在または将来の発行者の事業、資産または歳入の全部または一部に、抵当権、負担、質権、先取特権、その他の形式の負担もしくは担保権（以下「担保権」という。）を設定もしくは存続させず、また、発行者は、その他のいかなる者も発行者の当該債務を保証し、もしくはこれにつき補償を与えないことを確保する。ただし、同時にもしくはこれに先立ち、本債券および利札に基づく発行者の債務が、（ ）当該債務と同等の順位および比率をもって担保されるか、（場合により）当該債務と実質的に同一の条件で保証もしくは補償による利益を享受するか、または（ ）本債券の債権者（以下「本債権者」という。）の特別決議（本プログラムのための代理契約において定義される。）により承認されるその他の担保、保証、補償もしくはその他の取決めの利益を享受する場合はこの限りでない。本項は、発行者が（ ）発行者が買入れた資産の買入代金債務の全部または一部を担保するため当該買入資産に対する、（ ）金融業務の通常の過程で負担する、または（ ）法律および/または政府当局、デンマークの中央銀行もしくはその他の公的機関の要求事項により課せられる担保権を設定し、または存続させることを妨げないものとする。ただし、当該担保権により担保される借入（もしあれば）が当該債務でない場合に限る。

前段落において、「当該債務」とは、証券取引市場、店頭市場もしくはその他の有価証券市場においてそのときにおいて相場がたち、上場されもしくは通常取引されているか、または相場がたち、上場されもしくは通常取引されることができるとする債券、ノート、ディベンチャー、ローン・ストックもしくはその他の有価証券の形式の、またはこれらにより表章される現在もしくは将来の一切の債務をいう。

その他の事項

該当事項なし。

ただし、債務不履行に基づく期限の利益喪失については、「11. その他 - (1)債務不履行事由」を参照。

用語の定義

本書中において、下記の用語は、以下の意味を有する。

- 「早期償還判定日」とは、最終評価日(下記に定義される。)を除く各判定日(下記に定義される。)をいう。
- 「当初株価」とは、各参照指数(下記に定義される。)につき、計算代理人(下記に定義される。)が決定する、2015年8月14日(以下「条件設定日」という。)の参照指数終値(下記に定義される。)(必要に応じて小数第3位を四捨五入、第2位まで求める。)をいう。2015年8月14日が共通予定取引日(下記に定義される。)でない場合、その直後の共通予定取引日である日を両参照指数の条件設定日とする。かかる日が1つ以上の参照指数につき市場混乱事由発生日(下記に定義される。)である場合、市場混乱事由発生日の発生により影響を受ける各参照指数(以下「影響参照指数」という。)の条件設定日はその直後の影響参照指数に関して市場混乱事由発生日でない予定取引日(下記に定義される。)とする。ただし、2015年8月14日に引続く当該影響参照指数についての2予定取引日の各日が影響参照指数に関して市場混乱事由発生日である場合はこの限りでない。かかる場合には、()当該影響参照指数についてのかかる2予定取引日目の日を、かかる日が当該参照指数についての市場混乱事由発生日であるか否かにかかわらず、当該影響参照指数の条件設定日とみなし、()当該影響参照指数に組込まれている各株式銘柄の当該参照指数についてのかかる2予定取引日目の日の評価時刻(下記に定義される。)現在の取引所(下記に定義される。)の気配値もしくは取引価格(市場混乱事由発生日を生じさせる事由が当該参照指数についてのかかる2予定取引日目の日に関連株式銘柄に関して生じている場合は、当該参照指数についてのかかる2予定取引日目の日の評価時刻現在の関連株式銘柄の価値の誠実な推測値)を用いて、最初の市場混乱事由発生日を生じさせる事由の発生直前に有効であった当該参照指数を算出するための計算式および方法に従い、計算代理人が、当該参照指数についてのかかる2予定取引日目の日の評価時刻現在で当初株価を決定する。
- 「共通予定取引日」とは、すべての参照指数について、予定取引日である各日をいう。
- 「計算代理人」とは、ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・ピーエルシーまたはその承継計算代理人として随時発行者に選任される者をいう。
- 「利率判定水準」とは、各参照指数につき、当該参照指数の当初株価の85.00%に相当する数値(小数第3位を四捨五入して第2位まで求める。)をいう。

「市場混乱事由発生日」とは、

(a)日経平均株価(下記に定義される。)については、取引所または関係取引所(下記に定義される。)がその通常取引セッションの間に取引を開始できない、または市場混乱事由(下記に定義される。)が生じている予定取引日をいう。

(b)S&P500指数(下記に定義される。)については、()スポンサー(下記に定義される。)がS&P500指数の水準を公表することができない(ただし、計算代理人がその裁量により、かかる事由が参照指数障害(下記「参照指数の廃止/計算方法の変更」に定義される。)の発生を生じさせると判断する場合はこの限りではない。)、()関係取引所がその通常取引セッションの間に取引を開始できない、または()市場混乱事由が生じている予定取引日をいう。

計算代理人は該当する状況下で合理的に可及的速やかに、発行者および本債券の代理人に対し、いずれかの参照指数に関して、市場混乱事由発生日が発生していなければ当該参照指数の判定日または条件設定日であったであろう日における市場混乱事由発生日の発生について通知する。計算代理人の諸当事者への市場混乱事由発生日の発生の通知の懈怠は、かかる市場混乱事由発生日の発生および効果に影響を与えないが、これは上記の計算代理人の諸当事者への通知義務を制限するものではない。

「取引早期終了事由」とは、

(a)日経平均株価については、取引所営業日(下記に定義される。)における予定取引終了時(下記に定義される。)前の取引所または関係取引所の取引終了をいう。ただし、かかる早期の終了時刻について、()当該取引所営業日の取引所もしくは関係取引所における通常取引セッションの実際の終了時刻と()当該取引所営業日の評価時刻における執行のために取引所もしくは関係取引所システムに入れられる注文の提出締切時刻のいずれか早い方から少なくとも1時間前までに取引所もしくは関係取引所が発表している場合を除く。

(b)S&P500指数については、取引所営業日における予定取引終了時前の、S&P500指数に組み込まれているいずれかの株式銘柄に関する取引所における取引終了または関係取引所の取引終了をいう。ただし、かかる早期の終了時刻について、()当該取引所営業日の取引所または(場合により)関係取引所における通常取引セッションの実際の終了時刻と()当該取引所営業日の関連する評価時刻における執行のために取引所または関係取引所システムに入れられる注文の提出締切時刻のいずれか早い方から少なくとも1時間前までに取引所または関係取引所が発表している場合を除く。

「取引所」とは、

(a)日経平均株価については、東京証券取引所もしくはその承継者または日経平均株価を構成している株式銘柄の取引が臨時的に場所を移して行われている代替の取引所もしくは相場システム(ただし、計算代理人が、かかる臨時の代替取引所もしくは相場システムにおける日経平均株価に組み込まれている株式銘柄に関して元の取引所における場合に匹敵する程の流動性がある旨決定することを条件とする。)をいう。

(b)S&P500指数については、計算代理人が決定する、S&P500指数に組み込まれている各株式銘柄の取引が主に行われている主要な証券取引所をいう。

- 「取引所営業日」とは、
(a)日経平均株価については、取引所および関係取引所においてそれぞれの通常の取引セッションにおいて取引が行われる予定取引日をいい、取引所または関係取引所のいずれかにおける取引が予定取引終了時よりも早く終了する予定取引日を含む。
(b)S&P500指数については、スポンサーがS&P500指数の水準を公表し、かつ関係取引所において通常の取引セッションにおいて取引が行われる予定取引日をいい、関係取引所における取引が予定取引終了時よりも早く終了する予定取引日を含む。
- 「取引所障害」とは、
(a)日経平均株価については、市場参加者が全般的に()取引所における日経平均株価の水準の20%以上を構成する株式銘柄の取引を実行し、もしくはその時価を取得する機能、または()関係取引所において、日経平均株価に関する先物もしくはオプション契約の取引を実行し、もしくはその時価を取得する機能を失い、もしくは毀損すると計算代理人の裁量において決定される事由(取引早期終了事由を除く。)をいう。
(b)S&P500指数については、市場参加者が全般的に()S&P500指数を構成するいずれかの株式銘柄に関連する取引所において当該株式銘柄の取引を実行し、もしくはその時価を取得する機能、または()関係取引所においてS&P500指数に関する先物もしくはオプション契約の取引を実行し、もしくはその時価を取得する機能を失い、もしくは毀損すると計算代理人の裁量において決定される事由(取引早期終了事由を除く。)をいう。
- 「最終参照価格」とは、各参照指数につき、最終評価日における当該参照指数の参照指数終値をいう。
- 「最終評価日」とは、満期日(下記「3.償還の方法 - (1)最終償還」に定義される。)の直前の判定日をいう。
- 「参照指数」とは、()東京証券取引所第一部に上場されている選別された225銘柄の株価指数で、現在、スポンサーが計算しているものをいう(以下「日経平均株価」といい、「日経225」と称することがある。)。詳細については、下記「日経平均株価(日経225)に関する情報」を参照のこと。および/または
() S&P500®指数(以下「S&P500指数」という。)をいう。詳細については、下記「S&P500指数に関する情報」を参照のこと。
なお、計算代理人により計算され決定される各参照指数の数値については、小数第2位まで使用するものとする(必要に応じて小数第3位を四捨五入する。)。
- 「参照指数終値」とは、計算代理人が決定する、ある日の評価時刻現在の参照指数水準(下記に定義される。)をいう(ただし、下記「参照指数の訂正」および「参照指数の廃止/計算方法の変更」の規定に従う。)。
- 「参照指数水準」とは、各参照指数に関して、スポンサーにより計算され、公表される参照指数の水準をいう。
- 「パフォーマンス」とは、各参照指数および最終評価日に関して、計算代理人により決定される、(イ)当該参照指数の最終参照価格を(ロ)当該参照指数の当初株価で除して得られた数値(小数第5位を四捨五入して第4位まで求める。)をいう。
- 「利率決定日」とは、各連動利払期日(下記「2.利息支払の方法」に定義される。)の直前の判定日をいう。

- 「ロックイン事由」とは、計算代理人がその単独かつ完全なる裁量により、少なくとも1つの参照指数に関して、観察期間(下記に定義される。)中のいずれかの市場混乱事由発生日でない予定取引日に当該参照指数の参照指数終値が当該参照指数のロックイン判定水準(下記に定義される。)に等しいか、またはそれを下回ったと決定した場合に発生したとみなされる事由をいう。
- 「ロックイン判定水準」とは、各参照指数につき、当該参照指数の当初株価の49.00%に相当する数値(小数第3位を四捨五入して第2位まで求める。)をいう。
- 「早期償還判定水準」とは、下記「3. 償還の方法 - (2) 早期償還 - (イ) 参照指数水準による早期償還」において定義される。
- 「市場混乱事由」とは、(a)日経平均株価については、()取引障害(下記に定義される。)もしくは()取引所障害で、いずれの場合においても計算代理人が重大であると判断するものが、評価時刻に終了する1時間のいずれかの時点で発生もしくは存在していること、または()取引早期終了事由をいう。いずれかの時点で日経平均株価に関する市場混乱事由が生じているか否かを決定するために、市場混乱事由が日経平均株価に含まれている株式銘柄に関して生じている場合、日経平均株価の水準に対するかかる株式銘柄の関連寄与率は、(x)かかる株式銘柄に対して帰せられる日経平均株価の水準の割合と(y)包括的な日経平均株価の水準の比較に基づく。いずれも、かかる市場混乱事由の発生直前の水準とする。
- (b)S&P500指数については、以下をいう。
- () ()S&P500指数を構成するいずれかの株式銘柄について、以下が発生もしくは存在している場合。
- (1)取引障害で、計算代理人が重大であると判断するものが、S&P500指数を構成する当該株式銘柄の取引が主に行われている取引所に関して関連する評価時刻に終了する1時間のいずれかの時点で発生もしくは存在している場合、
- (2)取引所障害で、計算代理人が重大であると判断するものが、S&P500指数を構成する当該株式銘柄の取引が主に行われている取引所に関して関連する評価時刻に終了する1時間のいずれかの時点で発生もしくは存在している場合、または、
- (3)取引早期終了事由、かつ、
- ()取引障害、取引所障害または取引早期終了事由が発生または存在しているS&P500指数を構成するすべての株式銘柄の合計がS&P500指数の水準の20%以上を構成している場合、または、
- () S&P500指数に関連する先物もしくはオプション契約に関し、(x)取引障害もしくは(y)取引所障害で、いずれの場合においても計算代理人が重大であると判断するものが、評価時刻に終了する1時間のいずれかの時点で発生もしくは存在していること、または(z)取引早期終了事由をいう。
- いずれかの時点でS&P500指数に関する市場混乱事由が生じているか否かを決定するために、市場混乱事由がS&P500指数に含まれている株式銘柄に関して生じている場合、S&P500指数の水準に対するかかる株式銘柄の関連寄与率は、(x)かかる株式銘柄に対して帰せられるS&P500指数の水準の割合と(y)包括的なS&P500指数の水準の比較に基づく。いずれも、スポンサーにより公表されている公式の始値の組み入れ比率を用いる。

- 「観察期間」とは、各参照指数につき、条件設定日の直後の予定取引日（同日を含む。）から最終評価日（同日を含む。）までの期間をいう。
- 「関係取引所」とは、(a)日経平均株価については、大阪取引所もしくはその承継者または日経平均株価に関する先物またはオプション契約の取引が臨時的に場所を移して行われている代替の取引所もしくは相場システム（ただし、計算代理人が、かかる臨時の代替取引所もしくは相場システムにおける日経平均株価に関する先物またはオプション契約に関して元の関係取引所における場合に匹敵する程の流動性がある旨決定することを条件とする。）をいう。
(b)S&P500指数については、S&P500指数に関連する先物またはオプション契約に関する市場全体に対して取引が重大な影響を及ぼす（と計算代理人が誠実かつ商業的に合理的な方法で判断する）各取引所または相場システムをいう。
- 「予定取引終了時」とは、予定取引日における取引所または（該当する場合）関係取引所の予定取引終了時をいう。時間外または通常取引セッション時間外の他の取引は考慮しない。
- 「予定取引日」とは、(a)日経平均株価については、取引所および関係取引所がそれぞれの通常取引セッションでの取引を行う予定の日をいう。
(b)S&P500指数については、スポンサーがS&P500指数の水準を公表し、かつ、関係取引所が通常取引セッションでの取引を行う予定の日をいう。
- 「スポンサー」とは、(a)日経平均株価については、株式会社日本経済新聞社または（文脈により）随時、同社から日経平均株価に関する事務のすべてまたは一部の委託を受けた者をいう。
(b)S&P500指数については、S&P ダウ・ジョーンズ・インデックス・エル・エル・シーである。
- 「取引障害」とは、(a)日経平均株価については、()日経平均株価の水準の20%以上を構成する株式銘柄に関し、取引所において、または()関係取引所における日経平均株価に関する先物もしくはオプション契約に関して、取引所もしくは関係取引所その他が許容する制限を超える株価変動を理由とするか否かを問わず、取引所もしくは関係取引所その他により課せられた取引の停止もしくは制限をいう。
(b)S&P500指数については、()S&P500指数を構成する株式銘柄に関連する取引所において、かかる株式銘柄に関して、または()関係取引所におけるS&P500指数に関連する先物もしくはオプション契約に関して、関連する取引所もしくは関係取引所その他が許容する制限を超える株価変動を理由とするか否かを問わず、関連する取引所もしくは関係取引所その他により課せられた取引の停止もしくは制限をいう。

「判定日」とは、

各利払期日または2015年11月14日以降におけるその他の利息の支払期日(疑義を避けるために言及すると、税制上の理由による償還または債務不履行の発生(「3. 償還の方法 - (3) 税制上の理由による償還」または「11. その他」に記載される。)による支払期日を含む。)に関し、かかる利払期日またはその他の利息の支払期日に関する支払日の10共通予定取引日前の日をいう。

判定日が1つ以上の参照指数につき市場混乱事由発生日である場合は、各影響参照指数の判定日はその直後の影響参照指数に関して市場混乱事由発生日でない予定取引日とする。ただし、予定されていた判定日に引続く2予定取引日の各日が影響参照指数に関して市場混乱事由発生日である場合はこの限りではない。かかる場合には、()かかる2予定取引日目の日を、かかる日が当該影響参照指数に関して市場混乱事由発生日であるか否かに拘らず当該影響参照指数の判定日とみなし、()計算代理人は、当該影響参照指数に組込まれている各株式銘柄のかかる2予定取引日目の日の評価時刻現在の取引所の気配値もしくは取引価格(市場混乱事由発生日を生じさせる事由がかかる2予定取引日目の日に関連株式銘柄に関して生じている場合、かかる2予定取引日目の日の評価時刻現在の関連株式銘柄の価値の誠実な推測値)を使用して、最初の市場混乱事由発生日の発生の直前に有効であった当該影響参照指数を算出するための計算式および方法に従い、かかる2予定取引日目の日の評価時刻現在の当該影響参照指数の水準を決定する。

「評価時刻」とは、

取引所の予定取引終了時をいう。取引所が予定取引終了時より早く終了する場合には、評価時刻は、実際に終了する時刻とする。

「償還額算出対象指数」

とは、

参照指数および最終評価日に関して、計算代理人が決定した日においてパフォーマンスの低い方の参照指数をいう。(ただし、両参照指数がかかる日において同じ値のパフォーマンスを有する場合、計算代理人がその単独かつ完全なる裁量により、償還額算出対象指数を決定し、かかる参照指数が償還額算出対象指数とされる。)

2【利息支払の方法】

各本債券の利息は、下記「適用利率の決定」の記載に従い決定される利率(年率)で、利息起算日である2015年8月14日(同日を含む。)から満期日(同日を含まない。)までこれを付し、2015年11月14日を初回として、四半期ごとに毎年2月14日、5月14日、8月14日および11月14日(以下各々を「利払期日」という。)に利息起算日または直前の利払期日(同日を含む。)から当該利払期日(同日を含まない。)までの期間(以下それぞれ「利息期間」という。)の利息として、額面金額100万円の各本債券について後払いされる。なお、利払期日が営業日(下記に定義される。)でない場合には、当該支払は翌営業日(かかる翌営業日が翌月に属することになる場合には、直前の営業日)とする。ただし、利息額の決定に当たっては、かかる調整がなされないものとして各利息期間の日数を計算するものとする。

適用利率の決定

本債券の利率は以下に従って決定される。

- (1) 固定利率：2015年8月14日(同日を含む。)から2015年11月14日(同日を含まない。)までの期間については、年4.00%、すなわち、額面金額100万円の各本債券につき、2015年11月14日に、その日(同日を含まない。)までの利息として、10,000円が支払われる。

(2) 変動利率：2015年11月14日(同日を含む。)から満期日(同日を含まない。)までの期間については、2016年2月14日を初回とし満期日を最終回とする利払期日(以下「連動利払期日」という。)に、各連動利払期日(同日を含まない。)までの利息期間について、利率は以下に従って決定され、額面金額100万円の各本債券につき以下により決定される利息額(以下「連動利息額」という。)が後払いされる。

() 関連する利率決定日のそれぞれの参照指数の参照指数終値が、当該参照指数の利率判定水準に等しいかそれを上回る場合、かかる連動利払期日(同日を含まない。)に終了する利息期間に適用される利率は、年4.00%とし、かかる連動利払期日に支払われる連動利息額は、各本債券につき、10,000円とする。

() 関連する利率決定日のいずれかの参照指数の参照指数終値が、当該参照指数の利率判定水準を下回る場合、かかる連動利払期日(同日を含まない。)に終了する利息期間に適用される利率は、年0.10%とし、かかる連動利払期日に支払われる連動利息額は、各本債券につき、250円とする。

連動利息額は、1円未満を四捨五入するものとする。

本債券に係る利息(および元金)の支払は、「4.元金支払場所」記載の合衆国外の支払場所において、関連する利札(または元金の場合には本債券)の呈示および引渡しと引換えに円貨で東京所在の銀行の円貨口座への貸記もしくは振込によりまたは上記銀行宛の円建小切手の振出しにより行われる。支払は、上記全ての場合につき、支払場所における適用ある財務またはその他の法令に従う。

包括債券により表章される元金および利息(もしあれば)の支払は、(下記の定めに従い)上記において定められた方法、およびその他当該包括債券において定められる方法により、合衆国外の支払代理人の指定事務所における当該包括債券の呈示または(場合により)引渡しと引換えに行われる。当該包括債券につき行われた各支払の記録は、元金の支払および利息の支払を区別して、その支払のため当該包括債券の呈示を受けた支払代理人により当該包括債券上に行われ、かかる記録は当該支払が行われたことの一応の証拠となるものとする。

当該包括債券の所持人は、当該包括債券により表章される本債券に関する支払を受領することができる唯一の者であるものとし、発行者は当該包括債券の所持人に対するもしくはその指図人に対する支払により、その支払われた各金額について免責される。ユーロクリア・バンク・エスエー/エヌブイ(以下「ユーロクリア」という。)またはクリアストリーム・バンキング・ソシエテ・アノニム(以下「クリアストリーム・ルクセンブルグ」という。)の記録簿に本債券の一定の額面金額の所持人として記載されている者はそれぞれ発行者が上記のとおり当該包括債券の所持人に対してもしくはその指図人に対して行った各支払の自己の受取分については、ユーロクリアおよび/またはクリアストリーム・ルクセンブルグ(場合による。)に対してのみ請求することができる。当該包括債券の所持人以外、いかなる者も当該包括債券につきなされるべきいかなる支払についても発行者に対していかなる請求権も有しないものとする。

各本債券の利息は、償還日以降はこれを付さない。ただし、正当な呈示がなされたにもかかわらず元金の支払が不当に留保または拒絶された場合はこの限りではない。

本書において、「営業日」とは、東京、ロンドンおよびニューヨークにおいて商業銀行および外国為替市場が支払の決済を行っている日を意味する。

各利息期間を含む1年未満の期間に関する各本債券の利息の金額の算定については、各本債券の額面金額に上記「1. 売出要項 - 利率」に記載の利率を適用し、以下の日割計算率を乗じて得られる金額とする。

$$\text{日割計算率} = \frac{[360 \times (Y2 - Y1)] + [30 \times (M2 - M1)] + (D2 - D1)}{360}$$

上記の算式において、

「Y1」とは、利息期間の初日が属する年を数字で表したものをいう。

「Y2」とは、利息期間に含まれる最終日の翌日が属する年を数字で表したものをいう。

「M1」とは、利息期間の初日が属する暦月を数字で表したものをいう。

「M2」とは、利息期間に含まれる最終日の翌日が属する暦月を数字で表したものをいう。

「D1」とは、利息期間の初日にあたる暦日を数字で表したものをいう。ただし、かかる数字が31の場合、D1は30になる。

「D2」とは、利息期間に含まれる最終日の翌日にあたる暦日を数字で表したものをいう。ただし、かかる数字が31であり、D1が29より大きい数字の場合、D2は30になる。

3【償還の方法】

(1) 最終償還

本債券が期限前に以下に規定される償還または買入消却がされていない限り、各本債券は、2020年8月14日（以下「満期日」という。）に額面金額100万円の本債券につき、以下に従い計算代理人により計算される金額（以下「満期償還額」という。）で償還される。

- （ ） ノックイン事由が発生しなかった場合、各本債券につき満期償還額は100万円となる。
- （ ） ノックイン事由が発生し、かつすべての参照指数の最終参照価格がそれぞれの当初株価に等しいかそれを上回る場合、各本債券につき満期償還額は100万円となる。
- （ ） ノックイン事由が発生し、かついずれかの参照指数の最終参照価格がその当初株価を下回る場合、各本債券につき円貨で支払われる満期償還額は、以下の算式により計算される。

$$\text{額面金額100万円} \times \frac{\text{最終評価日における償還額算出対象指数終値}}{\text{償還額算出対象指数の当初株価}}$$

ただし、額面金額当たりの満期償還額は1円未満を四捨五入し、0円を下回ることはいないものとする。

(2) 早期償還

(イ) 参照指数水準による早期償還

計算代理人が、いずれかの早期償還判定日において、それぞれの参照指数の参照指数終値が当該参照指数の関連する早期償還判定水準に等しいかそれを上回ると決定した場合、その直後の利払期日において、本債券は、そのすべて（一部のみは不可。）が、自動的に、額面金額の100%にて、経過利息（もしあれば）を付して早期償還される。

疑義を避けるために付言すれば、ノックイン事由の発生は上記の自動的な早期償還に影響を及ぼさない。

「早期償還判定水準」とは、各参照指数および各早期償還判定日につき、当該参照指数の当初株価に以下の表に定める対応する割合を乗じて得られた数値をいい、小数第3位を四捨五入して第2位まで求める。

以下の利払期日に関連した

| 早期償還判定日 | 早期償還判定水準 |
|-------------|----------------|
| 2015年11月14日 | 当初株価 × 103.00% |
| 2016年 2月14日 | 当初株価 × 102.00% |
| 2016年 5月14日 | 当初株価 × 101.00% |
| 2016年 8月14日 | 当初株価 × 100.00% |
| 2016年11月14日 | 当初株価 × 99.00% |
| 2017年 2月14日 | 当初株価 × 98.00% |
| 2017年 5月14日 | 当初株価 × 97.00% |
| 2017年 8月14日 | 当初株価 × 96.00% |
| 2017年11月14日 | 当初株価 × 95.00% |
| 2018年 2月14日 | 当初株価 × 94.00% |
| 2018年 5月14日 | 当初株価 × 93.00% |
| 2018年 8月14日 | 当初株価 × 92.00% |
| 2018年11月14日 | 当初株価 × 91.00% |
| 2019年 2月14日 | 当初株価 × 90.00% |
| 2019年 5月14日 | 当初株価 × 89.00% |
| 2019年 8月14日 | 当初株価 × 88.00% |
| 2019年11月14日 | 当初株価 × 87.00% |
| 2020年 2月14日 | 当初株価 × 86.00% |
| 2020年 5月14日 | 当初株価 × 85.00% |

(口) 参照指数算定に係る早期償還

下記「参照指数の廃止 / 計算方法の変更」の(口)に記載の事由が発生した場合、本債券は下記「参照指数の廃止 / 計算方法の変更」の規定に従って償還される。

参照指数の廃止 / 計算方法の変更

() 関連するスポンサーが参照指数を計算、公表しない場合で計算代理人の承認する承継スポンサー(かかる承継スポンサーをスポンサーとみなす。)が参照指数を計算し、公表した場合、または()参照指数が、当該参照指数の計算で用いられる計算式および方法と同様もしくは実質的に同様と計算代理人が判断した計算式または方法を使って算出される後継の指数により代替される場合には、いずれの場面においても、かかる指数(以下「承継参照指数」という。)が当該参照指数とみなされる。

() 条件設定日、判定日または観察期間における予定取引日以前に、スポンサー(またはその承継者)が、参照指数を計算する計算式もしくは方法の著しい変更、もしくはその他の方法で参照指数を著しく変更する(以下「参照指数修正」という。構成株式や資本構成の変更ならびに他の慣例的事由が生じた場合に参照指数を維持するために必要な計算式もしくは方法における所定の修正を除く。)もしくは、参照指数が永久的に廃止され、承継参照指数も存在しない(以下「参照指数廃止」という。)と公表する場合、または、() 条件設定日、判定日または観察期間における予定取引日に、関連するスポンサーまたは承継スポンサーが参照指数を計算、公表しない(以下「参照指数障害」といい、参照指数修正、参照指数廃止と併せて、それぞれを、以下「参照指数調整事由」という。)場合、発行者は、計算代理人と協議の上、(イ)計算代理人が、かかる参照指数調整事由が本債券に重大な影響を及ぼすか否かを決定することを要請する(及ぼすと決定された場合には、計算代理人は、修正、廃止または障害の直前に有効だった参照指数水準を算出するための計算式および方法

に従い、ただしかかる参照指数調整事由の直前の参照指数を構成した株式銘柄のみを使って、公表された参照指数水準の代わりに計算代理人が決定した評価時刻現在の参照指数の水準を使用して関連ある水準もしくは価格を計算する。)か、または(口)計算代理人が、現在またはかかる決定が行われる将来のいずれかの日に、参照指数水準を決定することが不可能もしくは実務上不可能であるか否かを決定することを要請する(参照指数水準の決定が不可能と決定された場合には、発行者は、下記「10. 公告の方法」に従って本債権者に対し30日以上60日以内の通知を行うことにより、本債券のすべて(一部は不可)を償還するものとする。その場合、各本債券は、参照指数調整事由を考慮し、裏付けとなる関連するヘッジのための取決め(本債券に基づく発行者の義務をヘッジする株式オプションを含むがこれに限らない。)の解約に係る発行者および/または関連会社の費用を差し引いた、計算代理人の単独の裁量により決定される、本債券の公正市場価格に等しい金額を支払うことにより償還される。当該支払は、下記「10. 公告の方法」に従って本債権者に対し通知される方法で行われる。)

参照指数の訂正

いずれかの関連するスポンサーにより公表され、参照指数終値、連動利息額またはロックイン事由および/もしくは参照指数水準による早期償還の発生の計算または決定のために用いられる参照指数の水準が、その後訂正され、その訂正が、当初の公表日中に関連するスポンサーにより公表される場合、計算代理人は、当初公表された参照指数の水準に代えて、訂正された参照指数の水準を用いる。

拘束力を有する計算

計算代理人は、発行者と計算代理人の間で締結された契約(以下「計算代理契約」という。)に従い、本債券に基づき支払われる一定の金額に関する計算および本書により詳細に明記されている一定の事項に関する決定をその単独の裁量により行うために計算代理人に任命された。

計算代理人による決定のために付与され、表明され、示され、または取得された証明書、交信、意見書、決定、計算、相場および決定は、明白な誤謬がある場合を除き、発行者、本債券の代理人および本債権者を拘束し、また、明白な誤謬のある場合を除き、計算代理人は、本書の記載に従ってなしたその権限、義務および裁量権の履行および行使に関して、発行者、本債券の代理人または本債権者に対して何らの義務を負わない。計算代理人による通知は、計算代理契約に従ってなされた場合になされたものとみなされる。

免責

() 日経平均株価

日経平均株価は、株式会社日本経済新聞社の知的財産権である。「日経」、「日経平均株価」および「日経225」は、株式会社日本経済新聞社のサービスマークである。株式会社日本経済新聞社は、著作権を含め、日経平均株価に関する全ての権利を有している。

本債券は、いかなる形においても、スポンサーにより後援され、推奨され、または販売促進されているものではない。スポンサーは、明示的、黙示的とを問わず、日経平均株価の使用により得られる結果、ある特定の日に日経平均株価を構成している数値またはその他についていかなる保証または表明をも行っていない。日経平均株価は、専らスポンサーにより集計および計算される。ただし、スポンサーは、いかなる者に対しても日経平均株価の誤りについての責任を負わず、本債券の購入者または販売者を含むいかなる者に対してもかかる日経平均株価の誤りを通知する義務を負わない。

更に、スポンサーは、日経平均株価の計算の際に使用される計算方法の修正または変更に関し、何ら保証をせず、また日経平均株価の計算、公表および普及を継続して行う義務を負わない。

発行者、計算代理人またはその他いずれの代理人も日経平均株価または承継指数の計算、維持または公表に対し、責任を受諾するものではない。

() S&P500®指数

Standard & Poor's®およびS&Pは、スタンダード&プアーズ・ファイナンシャル・サービシズ・エル・エル・シー(以下「スタンダード&プアーズ」という。)の登録商標であり、Dow Jonesは、ダウ・ジョーンズ・トレードマーク・ホールディングス・エル・エル・シー(以下「ダウ・ジョーンズ」という。)の登録商標である。これらの登録商標は、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックス・エル・エル・シーに対して許諾が与えられており、発行者による一定の目的のための利用について再許諾が与えられている。S&P500®指数はS&Pダウ・ジョーンズ・インデックス・エル・エル・シーの商品であり、発行者に対して利用許諾が与えられている。本債券は、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックス・エル・エル・シー、ダウ・ジョーンズ、スタンダード&プアーズまたはそれらの関連会社のいずれか(以下、総称して「S&Pダウ・ジョーンズ・インデックス」という。)によって支持、推奨、販売または販売促進されるものではない。S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、明示的にも黙示的にも、本債券の所有者もしくは一般の者に対して、一般的に債券、とりわけ本債券への投資の助言能力についてまたはS&P500®指数が一般的な市場の動向に追従する能力について、何ら表明または保証するものではない。S&P500®指数に関するS&Pダウ・ジョーンズ・インデックスの発行者に対する唯一の関係は、S&P500®指数およびS&Pダウ・ジョーンズ・インデックスの特定の登録商標、サービスマークおよび/または商標名についての利用許諾を与えることであり、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、S&P500®指数に関する決定、作成および計算を、発行者または本債券を考慮に入れずに行う。S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、S&P500®指数に関する決定、作成および計算において、発行者または本債券の所有者の要求を考慮に入れる義務を負うものではない。S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、本債券の価格もしくは券面総額の決定、発行もしくは販売の時期、または本債券を決済する計算式の決定もしくは計算に責任を負わず、また関わっていない。S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、本債券の管理、マーケティングまたは取引に関する義務または責任を何ら負うものではない。S&P500®指数に基づく投資金融商品が、指数の値動きに正確に追従するまたは投資利益を生むという保証はない。S&Pダウ・ジョーンズ・インデックス・エル・エル・シーは、投資顧問業者ではない。ある有価証券銘柄のS&P500®指数への組入れは、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスによるかかる有価証券銘柄の購入、売却または保有の推奨とはならず、また、投資助言とみなされるべきではない。

S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、S&P500®指数もしくはそれに関する一切のデータまたはこれらに関するすべての交信(口頭または書面による交信(電子交信を含む。))が含まれるが、これらに限定されない。)の妥当性、正確性、適時性および/または完全性を保証するものではない。S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、S&P500®指数に含まれるいかなる誤り、遺漏または遅延についても損害または責任を負わない。S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、特定の目的もしくは使用に係る商品性または適切性について、またはS&P500®指数の使用によりもしくはそれに関係する一切のデータに関し、発行者、本債券の所有者またはその他の者もしくは組織によって得られることとなる結果については、明示的にも黙示的にも保証を行わず、一切の保証を明示的に否認する。以上のことにかかわらず、利益の損失、取引損失、時間もしくはのれんの喪失を含む(ただしこれらには限定されない)間接的、特別、付随的、罰則的あるいは結果的な損害について、これらの損害の可能性について通知されていたとしても、契約、不法行為、厳格責任またはその他を問わず、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスが責任を負うことは一切ない。S&Pダウ・ジョーンズ・インデックス・エル・エル・シーのライセンサーを除き、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックス・エル・エル・シーと発行者との間の契約または取決めに関し、受益者となる第三者はいない。

日経平均株価(日経225)に関する情報

概 略

別段の定めのない限り、日経225に関する本書の記載は、公表文書に基づくものである。かかる公表文書は、当該文書に記載の日付現在における株式会社日本経済新聞社の方針を反映するものである。かかる方針は株式会社日本経済新聞社により任意に変更されることがある。

日経225は、選択された日本株式銘柄の複合価格の推移を示すために、株式会社日本経済新聞社が計算し公表する株価指数である。日経225は、現在、東京証券取引所第一部に上場する225の株式銘柄によって構成されており、広範な日本の業種を反映している。東京証券取引所第一部に上場する株式銘柄は、同取引所で最も活発に取引が行われている。

株式会社日本経済新聞社は、日経225の計算に際し下記の計算方法を用いるが、本債券に関連する支払額に影響を与え得るかかる計算方法を、修正または変更しない保証は無い。

日経225は、修正平均株価加重指数であり(すなわち、日経225における各構成銘柄の加重値は当該発行会社の株式の時価総額ではなく1株当りの株価に基づいている。)、その計算方法は、()各構成銘柄の1株当りの株価を、当該構成銘柄に対応する加重関数で乗じ、()その積を合計し、()その数値を除数で除したものである。除数は当初1949年に設定されたときは225であったが、2015年7月10日現在25.473となり、下記のとおり調整される。各加重関数は、50円を株式会社日本経済新聞社の設定する構成銘柄のみなし額面価格で除して計算され、各構成銘柄の株価に加重関数を乗じた額がみなし額面価格を一律50円とした場合の株価に相当するように設定されている。各構成銘柄の現在のみなし額面価格は、2001年10月1日の日本株の額面株式廃止直前の額面金額またはみなし額面価格に基づいているが、以下の調整に服するものとする。日経225の計算に用いられる株価は、東京証券取引所において報告されている株価である。日経225の値は、東京証券取引所の取引時間中15秒毎に計算されている。

構成銘柄に影響する市場外の要因、例えば構成銘柄の追加、削除、入れ替え、または株式分割もしくは株式併合などの一定の変化が生じた場合には、日経225の値が継続的に維持されるように、日経225を計算するための除数または(場合により)関連ある構成銘柄のみなし額面価格は、日経225の値が整合性を欠くような形で変更され継続性を欠くことのないよう修正されている。構成銘柄に影響する各変更の結果、除数またはみなし額面価格は、当該変更の発生した直後の株価に(新たな)加重関数を乗じたものの合計を(新たな)除数で除した値(すなわち、当該変更直後の日経225の値)がその変更の生じる直前の日経225の値に等しくなるよう修正される。

構成銘柄は、株式会社日本経済新聞社により除外または追加される。構成銘柄は、株式会社日本経済新聞社の設定する定期見直し基準に従い、原則として毎年1回、10月の第一営業日に見直される。定期見直しによる入れ替え銘柄数には上限が設けられていない。また、定期見直しとは別に、次のいずれかの事由等により東京証券取引所第一部上場銘柄でなくなったものは、構成銘柄から除外される。

- () 倒産(会社更生法または民事再生法の適用申請や会社清算など)による整理ポスト入りまたは上場廃止
- () 被合併、株式移転、株式交換など企業再編に伴う上場廃止
- () 債務超過またはその他の理由による上場廃止または整理ポスト入り
- () 東京証券取引所第二部への指定替え

上場廃止の可能性が高い、または上場廃止の審査中であるとの理由による監理ポスト入り銘柄については、原則除外候補となるが、除外の実施は事業の存続可能性や上場廃止の可能性など状況判断の上決定される。構成銘柄からある株式を除外した場合には、株式会社日本経済新聞社は、自ら設定する基準に従い、その補充銘柄を選択する。銘柄の入れ替えは同一日に除外・採用銘柄数を同数として、225銘柄を維持することを原則とする。ただし、特殊な状況下においては、該当銘柄を除外してから代替の銘柄を採用するまでの一定短期間、225銘柄に満たない銘柄を対象として日経225を計算することがある。この間にあっては、銘柄または銘柄数を変更する都度、除数を変更することにより、指数としての継続性を維持する。

日経平均株価の過去の推移

下記の表は、それぞれ1980年から2014年までの各年末の最終取引日における日経225の終値および2009年1月から2015年6月までの各月末の最終取引日における日経225の終値を表したものである。また、下記のグラフは、2009年1月5日から2015年7月10日までの日経225の終値の推移を表したものである。こ

れらは、様々な経済状況の下で日経225がどのように推移するかの参考のために記載するものであり、この日経225の過去の推移は将来の動向を示唆するものではなく、本債券の時価の動向を示すものでもない。過去の下記の期間において日経225が下記のように変動したことによって、日経225および本債券の時価が本債券の償還まで同様に推移することを示唆するものではない。日経225が下落し、満期日に本債権者に対して支払われる満期償還額が減少することがある。

日経225の年末の終値

| (単位：円) | | | | | |
|--------|-----------|------|-----------|------|-----------|
| 年 | 終 値 | 年 | 終 値 | 年 | 終 値 |
| 1980 | 7,116.38 | 1994 | 19,723.06 | 2008 | 8,859.56 |
| 1981 | 7,681.84 | 1995 | 19,868.15 | 2009 | 10,546.44 |
| 1982 | 8,016.67 | 1996 | 19,361.35 | 2010 | 10,228.92 |
| 1983 | 9,893.82 | 1997 | 15,258.74 | 2011 | 8,455.35 |
| 1984 | 11,542.60 | 1998 | 13,842.17 | 2012 | 10,395.18 |
| 1985 | 13,113.32 | 1999 | 18,934.34 | 2013 | 16,291.31 |
| 1986 | 18,701.30 | 2000 | 13,785.69 | 2014 | 17,450.77 |
| 1987 | 21,564.00 | 2001 | 10,542.62 | | |
| 1988 | 30,159.00 | 2002 | 8,578.95 | | |
| 1989 | 38,915.87 | 2003 | 10,676.64 | | |
| 1990 | 23,848.71 | 2004 | 11,488.76 | | |
| 1991 | 22,983.77 | 2005 | 16,111.43 | | |
| 1992 | 16,924.95 | 2006 | 17,225.83 | | |
| 1993 | 17,417.24 | 2007 | 15,307.78 | | |

日経225の月末の終値

| (単位：円) | | | | | | | |
|--------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 | 2013 | 2014 | 2015 |
| 1月 | 7,994.05 | 10,198.04 | 10,237.92 | 8,802.51 | 11,138.66 | 14,914.53 | 17,674.39 |
| 2月 | 7,568.42 | 10,126.03 | 10,624.09 | 9,723.24 | 11,559.36 | 14,841.07 | 18,797.94 |
| 3月 | 8,109.53 | 11,089.94 | 9,755.10 | 10,083.56 | 12,397.91 | 14,827.83 | 19,206.99 |
| 4月 | 8,828.26 | 11,057.40 | 9,849.74 | 9,520.89 | 13,860.86 | 14,304.11 | 19,520.01 |
| 5月 | 9,522.50 | 9,768.70 | 9,693.73 | 8,542.73 | 13,774.54 | 14,632.38 | 20,563.15 |
| 6月 | 9,958.44 | 9,382.64 | 9,816.09 | 9,006.78 | 13,677.32 | 15,162.10 | 20,235.73 |
| 7月 | 10,356.83 | 9,537.30 | 9,833.03 | 8,695.06 | 13,668.32 | 15,620.77 | |
| 8月 | 10,492.53 | 8,824.06 | 8,955.20 | 8,839.91 | 13,388.86 | 15,424.59 | |
| 9月 | 10,133.23 | 9,369.35 | 8,700.29 | 8,870.16 | 14,455.80 | 16,173.52 | |
| 10月 | 10,034.74 | 9,202.45 | 8,988.39 | 8,928.29 | 14,327.94 | 16,413.76 | |
| 11月 | 9,345.55 | 9,937.04 | 8,434.61 | 9,446.01 | 15,661.87 | 17,459.85 | |
| 12月 | 10,546.44 | 10,228.92 | 8,455.35 | 10,395.18 | 16,291.31 | 17,450.77 | |

日経225の終値の過去の推移

(単位：円)



2015年7月10日現在、日経225の終値は、19,779.83円であった。

出典：株式会社日本経済新聞社（日経平均プロフィールのウェブサイト）

東京証券取引所

東京証券取引所は、時価総額について世界最大級の証券市場の1つである。東京証券取引所は、双方向の継続性のある完全入札制の市場である。取引時間は現在、月曜日から金曜日までの東京時間の午前9時から午前11時30分までおよび東京時間の午後0時30分から午後3時までである。

東京証券取引所は、売買注文の不均衡により生じる異常な短期価格変動の防止を企図した方策を講じている。かかる方策には個別株価の異常な変動を防止するための毎日の上限および下限を含む。原則として、東京証券取引所に上場されている銘柄は、制限値幅を超えて取引することはできない。この値幅はパーセントではなく日本円の絶対額の変化で表示され、前取引日の終値に基づいて設定されている。さらに、上場株式につき大幅な売買注文の不均衡が生じた場合には、反対注文を促して需給関係の均衡を保つため、当該株式の「特別買気配」や「特別売気配」を当該株式の直近の売買価格より高くまたは低く設定することがある。東京証券取引所は、一定の限定的な異常な事態が発生した場合（例えば、当該株式に関する異常な取引）には、個別株式の取引を中止することがあることに留意しなければならない。その結果、日経225の変動は、日経225を構成する個別株式の価格の値幅制限または取引中止により制限され、一定の状況において本債券の時価に影響を及ぼすことがある。

S&P500指数に関する情報

S&P500指数とは、定期的に会合をもつS&P指数委員会(S&Pの経済専門家および指数アナリストによるチーム)により維持されている。S&P指数委員会の目的は、時価総額の大きいより広い母集団におけるリスク・

リターン特性を継続的に反映させ、S&P500指数が米国株式の代表的な指数であり続けるようにすることである。S&P指数委員会はさらに銘柄の流動性を監視することで、指数の取引高を最少としつつポートフォリオ取引の効率化を図る。

算出法

S&P指数委員会は指数の維持のために、公表されているガイドラインに従っている。このガイドラインの完全な詳細(指数への追加および除外に関する基準、方針文書および研究論文を含む。)はウェブサイト(www.indices.standardandpoors.com)に掲載されている。これらのガイドラインは、投資家が指数を再現し、S&P500指数と同じ成果を獲得できるようにするために、要求される透明性と必要な公平性を提供する。

指数への銘柄追加に関する基準

・米国企業

決定要因には、企業の資産および収入の拠点、企業構造、米国証券取引委員会(SEC)の提出書類の種別ならびに取引所上場が含まれる。

・時価総額

40億米ドルを超える時価総額を有する企業であること。かかる最低額は、市場状況に沿うよう随時見直しが行われる。

・浮動株

少なくとも50%が浮動株であることを要する。

・財務的存続可能性

企業は、公表利益が一般会計原則に定義される純利益(非継続事業および特別損益項目を除く。)が連続4四半期黒字でなければならない。

・十分な流動性および合理的な価格

浮動株修正後の企業の時価総額に対して取引された年間の米ドル価値の比率は、1.0以上とする。株価が非常に低い場合は、株式の流動性に影響を及ぼす可能性がある。

・セクターの代表性

企業の産業分類は、定義された時価総額の範囲内における母集団の適格企業のセクター構成に沿ったセクターバランスの維持に寄与している。

・企業タイプ

ニューヨーク証券取引所(NYSEアーカ取引所および旧アメリカン証券取引所を含む。)ならびにナスダック証券取引所に上場されているすべての米国普通株式。リート(モーゲージリートを除く。)およびビジネス・デベロップメント・カンパニー(BDC)もまた、これに含まれる対象となっている。クローズド・エンド型ファンド、ETF、ADR、ADSおよび特定のその他のタイプの証券は、これに含まれる対象となっていない。詳細については、上記「算出法」を参照のこと。継続的に指数の構成銘柄である企業は、必ずしもこれらのガイドラインに従っていない場合もある。S&P指数委員会は、指数の構成銘柄の不必要な入替を最小限にするように努め、構成銘柄の削除は、個別に決定される。

構成銘柄の削除基準

指数の基準を1つ以上に大幅に違反した企業

指数の基準を満たさなくなるような合併、買収または重要な再編に関わった企業

S&P500指数の過去の推移

下記の表は、それぞれ1980年から2014年までの各年末の最終取引日におけるS&P500指数の終値および2009年1月から2015年6月までの各月末の最終取引日におけるS&P500指数の終値を表したものである。また、下記のグラフは、2009年1月2日から2015年7月10日までのS&P500指数の終値の推移を表したものである。これらは、様々な経済状況の下でS&P500指数がどのように推移するかを参考のために記載するものであり、このS&P500指数の過去の推移は将来の動向を示唆するものではなく、本債券の時価の動向を示すものでもない。過去の下記の期間においてS&P500指数が下記のように変動したことによって、S&P500指数および本債券の時価が本債券の償還まで同様に推移することを示唆するものではない。S&P500指数が下落し、満期日に本債権者に対して支払われる満期償還額が減少することがある。

S&P500指数の年末の終値

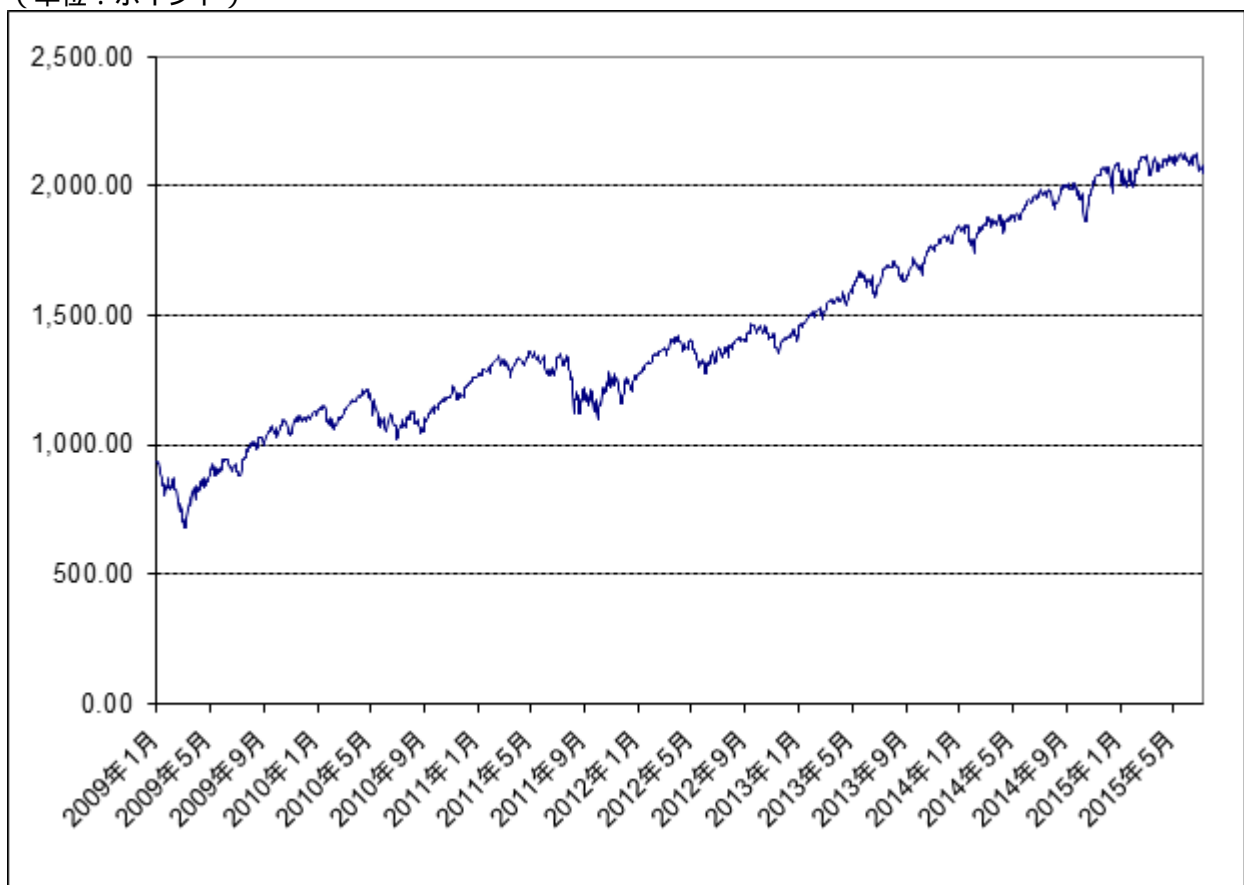
| <u>年</u> | | <u>終 値</u> | | <u>年</u> | | <u>終 値</u> | |
|----------|--------|------------|----------|----------|----------|------------|--|
| 1980 | 135.76 | 1994 | 459.27 | 2008 | 903.25 | | |
| 1981 | 122.55 | 1995 | 615.93 | 2009 | 1,115.10 | | |
| 1982 | 140.64 | 1996 | 740.74 | 2010 | 1,257.64 | | |
| 1983 | 164.93 | 1997 | 970.43 | 2011 | 1,257.60 | | |
| 1984 | 167.24 | 1998 | 1,229.23 | 2012 | 1,426.19 | | |
| 1985 | 211.28 | 1999 | 1,469.25 | 2013 | 1,848.36 | | |
| 1986 | 242.17 | 2000 | 1,320.28 | 2014 | 2,058.90 | | |
| 1987 | 247.08 | 2001 | 1,148.08 | | | | |
| 1988 | 277.72 | 2002 | 879.82 | | | | |
| 1989 | 353.40 | 2003 | 1,111.92 | | | | |
| 1990 | 330.22 | 2004 | 1,211.92 | | | | |
| 1991 | 417.09 | 2005 | 1,248.29 | | | | |
| 1992 | 435.71 | 2006 | 1,418.30 | | | | |
| 1993 | 466.45 | 2007 | 1,468.36 | | | | |

S&P500指数の月末の終値

| | (単位：ポイント) | | | | | | |
|-----|-----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| | 2009年 | 2010年 | 2011年 | 2012年 | 2013年 | 2014年 | 2015年 |
| 1月 | 825.88 | 1,073.87 | 1,286.12 | 1,312.41 | 1,498.11 | 1,782.59 | 1,994.99 |
| 2月 | 735.09 | 1,104.49 | 1,327.22 | 1,365.68 | 1,514.68 | 1,859.45 | 2,104.50 |
| 3月 | 797.87 | 1,169.43 | 1,325.83 | 1,408.47 | 1,569.19 | 1,872.34 | 2,067.89 |
| 4月 | 872.81 | 1,186.69 | 1,363.61 | 1,397.91 | 1,597.57 | 1,883.95 | 2,085.51 |
| 5月 | 919.14 | 1,089.41 | 1,345.20 | 1,310.33 | 1,630.74 | 1,923.57 | 2,107.39 |
| 6月 | 919.32 | 1,030.71 | 1,320.64 | 1,362.16 | 1,606.28 | 1,960.23 | 2,063.11 |
| 7月 | 987.48 | 1,101.60 | 1,292.28 | 1,379.32 | 1,685.73 | 1,930.67 | |
| 8月 | 1,020.62 | 1,049.33 | 1,218.89 | 1,406.58 | 1,632.97 | 2,003.37 | |
| 9月 | 1,057.08 | 1,141.20 | 1,131.42 | 1,440.67 | 1,681.55 | 1,972.29 | |
| 10月 | 1,036.19 | 1,183.26 | 1,253.30 | 1,412.16 | 1,756.54 | 2,018.05 | |
| 11月 | 1,095.63 | 1,180.55 | 1,246.96 | 1,416.18 | 1,805.81 | 2,067.56 | |
| 12月 | 1,115.10 | 1,257.64 | 1,257.60 | 1,426.19 | 1,848.36 | 2,058.90 | |

S&P500指数の終値の過去の推移

(単位：ポイント)



2015年7月10日現在、S&P500指数の終値は、2,076.62ポイントであった。

出典：ブルームバーグ・エルピー

(3) 税制上の理由による償還

()本債券の発行日以降に効力を有することとなるデンマーク王国もしくはその行政区画またはそれらのもしくはそれらの域内の課税権限を有する機関の法令の変更もしくは改正、または当該法令の適用もしくは公権的解釈の変更を理由として、発行者が「8. 課税上の取扱い - (1)デンマークの租税」に定義されまたは言及された追加額の支払を要することとなり、かつ()当該義務が発行者にとって利用可能な合理的手段をとってもそれを避けることのできない場合、発行者はその選択により、「10. 公告

の方法」の規定に従って本債権者に対し30日以上60日以内の通知（当該通知は取消不能）を行うことにより、本債券の全額（一部は不可）を随時（償還日までの経過利息とともに）期限前償還額（下記に定義される。）で償還することができる。ただし、本項の償還通知は、本債券に関する支払期日が到来しているとするれば当該追加額を支払う義務が発生する最も早い日から90日前の日より前には行ってはならないものとする。本(3)項に基づく償還通知を公告する場合、発行者は事前に、当該償還を行う権利があることおよび発行者がそのような償還を行う権利を生じさせた前提条件を充足している旨を述べた発行者の2人の理事によって署名された証明書、ならびに発行者は、当該変更もしくは改正により追加額の支払義務を負っているもしくは負うこととなる旨の一般に認められた地位にある独立の法律顧問の意見書を本債券の代理人に交付するものとする。

本「(3)税制上の理由による償還」において、「期限前償還額」とは、税制上の理由による償還の直前の本債券の公正市場価格として計算代理人によりその単独かつ完全なる裁量および商取引上の合理的な方法で決定された円貨額（ただし、裏付となる、および/または関係する、ヘッジおよび資金調達のための取決め（本債券に基づく発行者の義務をヘッジするための株式オプション、株式スワップまたはその他あらゆる種類の債券を含むがこれらに限らない。）の解約のための合理的な経費および費用を完全に考慮して調整した金額）である。上記のとおり計算代理人により決定される期限前償還額は、満期日より前の当該償還日（同日を除く。）までに発生した利息に関する金額を含むものとして計算される。

(4) 買入消却

発行者またはその子法人（もしあれば）のいずれかは、公開市場またはその他を通じて随時本シリーズの本債券を買入れ、その他取得することができる。このように買入その他取得した本債券は保有もしくは再売却することができ、または、発行者の裁量により、本債券の代理人に対し（これに付されたもしくはこれとともに買入れた期限未到来のすべての利札を添えて）消却のため引渡すことができる。買入が入札により行われる場合は、入札は本シリーズの本債券の全所持人が同様に利用することができるようにしなければならない。

償還されたすべての本債券、ならびに上記により買入れ、その他取得された、および消却のために本債券の代理人に引渡されたすべての本債券は（確定債券の場合は、これとともに呈示された期限未到来のすべての利札とともに）消却されるものとし、その後は、再発行されまたは再売却することができない。

- (5) 各本債券（または、本債券の一部のみの償還の場合は、当該本債券の当該一部のみ）の利息は償還日以降はこれを付さない。ただし、正当な呈示がなされたにもかかわらず元金の支払が不当に留保または拒絶された場合はこの限りではなく、その場合、償還日（同日を含む。）から、(a)当該本債券につきその日までに支払うべき全額が当該本債券の所持人またはその代理人により受領される日、および(b)本債券の代理人が当該所持人に対して（「10．公告の方法」に従い、または個別に）当該本債券につきその日までに支払うべき全額を受領した旨通知する日、のうちいずれか早い日までの期間につき（判決の前後を問わず）、上記「2．利息支払の方法」に記載される利率で経過利息を支払う。

元金の支払については、上記「2．利息支払の方法」を参照。

4【元利金支払場所】

本債券の支払代理人および本債券の元利金の支払がなされる支払代理人の事務所は、以下のとおりである。

支払代理人

| | |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 名 称 | シティバンク・エヌ・エー、ロンドン支店(主支払代理人) (Citibank, N.A., London Branch) |
| 所在地 | ロンドン E14 5LB、カナリー・ワーフ、カナダ・スクエア、シティグループ・センター (Citigroup Centre, Canada Square, Canary Wharf, London E14 5LB) |
| 名 称 | バンク・アンテルナショナル・ア・ルクセンブルグ・ソシエテ・アノニム (Banque Internationale à Luxembourg société anonyme) |
| 所在地 | L-2953ルクセンブルグ、ルート・デシュ 69 (69, route d'Esch, L-2953 Luxembourg) |

発行者は、欧州理事会指令2003/48/EC、または当該指令を実施もしくは遵守する法律または同指令に一致させるために導入される法律に基づき租税を源泉徴収もしくは控除すべき義務を負わない欧州連合加盟国内における支払代理人を維持するようにするものとする。

本債券の元金および利息に関する金額の支払期日が支払営業日(下記に定義される。)でない場合、本債権者または(場合により)利札の所持人(以下「利札所持人」という。)は、その直後の支払営業日まで、支払を受ける権利はない。ただし、これによりかかる支払が翌暦月に入る場合はこの限りではなく、この場合かかる日は直前の支払営業日に繰上げられるものとする。発行者も支払代理人もかかる支払の繰下げまたは繰上げについて、本債権者および利札所持人またはその他の者に対しいかなる利息その他の支払も、または控除も行うべき責任を負わないものとする。本書において、「支払営業日」とは、東京、ロンドンおよびニューヨークならびに当該呈示地において商業銀行および外国為替市場が支払の決済を行い、一般の業務(外国為替取引および外貨建預金の取扱を含む。)のために営業を行っている日を意味する。

5【担保又は保証に関する事項】

本債券および利札には、担保または第三者による保証は付されていない。

発行者の構成員は、発行者の締結したすべての確定契約について連帯責任を負う。構成員である地方自治体は、発行者に対するその債務が決済され、発行者の定款に定めるところによってその構成員の連帯責任が消滅したときにのみ、その構成員としての地位を失う。

6【支払代理人及び本債券の代理人の職務】

本プログラムの代理契約に基づき行為する場合、支払代理人および本債券の代理人は、発行者の代理人としてのみ行動し、本債権者または利札所持人に対して何らの義務を負わずまた本債権者または利札所持人と代理関係もしくは信託関係をもたない。ただし、(本債券を返済し、その利息を支払うべき発行者の本債権者および利札所持人に対する義務に影響を及ぼすことなく)本債券の代理人が本債券につき支払うべき金額の支払のため受領した資金は、本債権者および利札所持人のため、本債券の代理人により「11. その他 - (5)時効」に基づき当該時効期間が経過するまで保管されるものとする。代理契約は、一定の状況のもとでの支払代理人のための補償および免責の規定を含み、また、支払代理人のいずれかが本債権者または利札所持人に対して結果として得られた利益について説明する義務を負うことなく、発行者およびその子法人もしくは関連会社のいずれかとの間で業務取引を行う権利を付与している。

7【債権者集会に関する事項】

本プログラムのための代理契約は、特別決議による本債券の要項の修正を含む本債券の所持人の利益に影響を及ぼす事項を審議するため、本債券の所持人の集会を招集するための規定を置いている。特別決議として提案された決議を審議するために招集される集会の定足数は、そのときに未償還残存する本債券の額面金額の過半数を保有もしくは代表する者1名または2名以上とし、延会の定足数はその保有もしくは代表する額面金額のいかなを問わず本債権者であるかもしくは本債権者を代表する者1名または2名以上とする。ただし、とりわけ、()本債券の満期日または(場合により)その償還月の変更、または満期時その他のときに支払われるべき額面金額の減額もしくは消却または満期時その他のときに支払われるべき額面金額の計算方法の変更、()本債券の利息につき支払われる金額の減額もしくはその支払期日の変更、または本債券の利率の計算方法の変更、()本債券および/またはこれに付された利札に基づき支払がなされる通貨の変更、()特別決議を採択するために必要な多数の変更、または()この例外に関する代理契約の規定の変更を議事とする集会においては、特別決議を採択するために必要な定足数は、そのときに未償還残存する本債券の額面金額の4分の3以上、その延会においてはその過半数を保有もしくは代表する者1名または2名以上とする。本債権者集会において適法に採択された特別決議は、(当該集会への出席の有無を問わず)すべての本債権者、および当該本債券に関するすべての利札所持人を拘束するものとする。

本債券の代理人は、本債券または利札の所持人の承諾を得ることなく、形式的、軽微もしくは技術的な性質のものであるか、または明白な過誤を訂正するため行われる代理契約の規定の修正に同意することができる。かかる修正はすべての本債権者および利札所持人を拘束するものとし、本債券の代理人の請求あるときは、かかる修正は、その後できるだけ速やかに「10. 公告の方法」に従い本債権者に対して通知されるものとする。

8【課税上の取扱い】

(1) デンマークの租税

本債券および利札に関する発行者による元金および/または利息の支払はすべて、()デンマーク王国もしくはその行政区画またはそれらもしくはそれらの域内の課税権限を有する機関によりもしくはこれに代わって賦課もしくは徴収されるいかなる性質の現在または将来の公租、公課、賦課金のため、()1986年合衆国内国歳入法(以下「歳入法」という。)第871条(m)に定義される「配当同等」の支払に対してアメリカ合衆国より課されたために、または()歳入法第1471条(b)に従い課される、またはその他歳入法第1471条ないし第1474条およびそれらに基づく規則もしくは契約、それらの公的解釈もしくはそれらに向けた政府間の取り組みを実施する法に従い課される、または外国口座税務コ

ンプライアンス法(以下「FATCA」という。)に従い課されることによる、源泉徴収もしくは控除をすることなく行われるものとする。ただし、それぞれの場合において、かかる源泉徴収もしくは控除が法によって要求される場合(歳入法第1471条(b)に規定の契約に基づく場合またはFATCAに従い課される場合を含む。)はこの限りでない。発行者もしくはこれに代わって行為する者が法律により、かかる源泉徴収もしくは控除を行う必要がある場合、発行者は、(かかる源泉徴収もしくは控除後において)本債券または利札の所持人が(かかる源泉徴収もしくは控除がなければ)自己の本債券および利札につき発行者より受け取ることができたであろう金額を受領する結果となるよう追加金額を支払うものとする。ただし、かかる追加金額は、

- () デンマーク王国において支払のため呈示された、および/または
- () 当該本債券もしくは利札を単に所持もしくは所有していること以外にデンマーク王国と一定の関係を有するため、当該本債券もしくは利札につき当該公租、公課、課徴金を課せられる者もしくはこれに代わる者により支払のため呈示された、および/または
- () 該当日(下記に定義される。)後、30日を超えた後に(ただし、その所持人がその30日が経過した時点で当該本債券を呈示した場合であってもその追加金額を受け取ることができたであろう場合はこの限りでない。)支払のため呈示された、および/または
- () 貯蓄収入課税に関する欧州理事会指令2003/48/ECもしくは2000年11月26日および27日の経済・財務相理事会(ECOFIN)の決定を実施するその他の指令、または当該欧州理事会指令2003/48/ECを実施もしくは遵守する法律または同指令に一致させるために導入される法律によって、かかる源泉徴収もしくは控除が個人に対する支払につき課され、かつ要求される場合、および/または
- () 当該本債券もしくは利札を欧州連合加盟国内の他の支払代理人に対して呈示することにより、かかる源泉徴収もしくは控除を回避することができる所持人もしくはこれに代わる者により支払のため呈示された場合、および/または
- () 発行者、本債券の代理人または支払代理人以外の者が、()歳入法第1471条(b)に規定の契約の締結を怠ったため、()非協力的口座保有者であるため、()歳入法第1471条(c)に従い源泉徴収されることを選択したため、()歳入法第1472条(b)の要件を満たすことができないため、または()FATCAに基づく免除を申請もしくは完了していない、またはFATCAに基づく要件を遵守していないため、かかる源泉徴収または控除が要求される場合、および/または
- () かかる源泉徴収または控除が、指数連動債および株価連動債に関して支払われる場合であって、歳入法第871条または第881条に従い、歳入法第871条(m)に定義される「配当同等」の支払に対してもしくはそれに関連して課される場合、

本債券もしくは利札については一切支払われないものとする。

支払に関し、「該当日」とは当該支払の期限が初めて到来する日、または(支払われるべき金員全額が当該期日以前に本債券の代理人により受領されなかった場合は)当該金員が本債券の代理人により受領された旨の通知が本債権者に対して発せられる日をいう。

本項における本債券の元金もしくは利息または元金および利息に対する言及は、「8.課税上の取扱い - (1)デンマークの租税」に基づき支払われることのある追加金額、ならびに本債券に基づき支払われることのあるプレミアムおよびその他の金額に対する言及を包含するものとみなされるものとする。

(2) 日本国の租税

以下は本債券に関する日本国の租税上の取扱いの概略を述べたにすぎず、本債券に投資しようとする申込人は、各申込人の状況に応じて、本債券に投資することによるリスクや本債券に投資することが適当か否かについて各自の財務・税務顧問に相談することが望ましい。

日本国の租税に関する現行法令(以下「日本の税法」という。)上、本債券は公社債として取り扱われるべきものと考えられるが、その取扱いが確定しているわけではない。仮に日本の税法上、本債券が公社債として取り扱われなかった場合には、本債券に対して投資した者に対する課税上の取扱いは、以下に述べるものと著しく異なる可能性がある。

さらに、日本の税法上、本債券のように支払が不確定である債券に関して、その取扱いを明確に規定したものはない。日本の国税庁は、先物・先渡・オプション取引のようなデリバティブ取引の要素を含んだ債券については、ある特定の条件下においては、当該債券を保有する法人では、その債券を当該構成要素別に区分し、処理を行うことを認める見解を採用している。しかし、全く疑義無しとはされないものの、本債券にはかかる原則的な取扱いの適用はないものと解されている。将来、日本の税務当局が支払が不確定である債券に関する取扱いを新たに取り決めたり、あるいは日本の税務当局が日本の税法について異なる解釈をし、その結果本債券に対して投資した者の課税上の取扱いが、以下に述べるものと著しく異なる可能性がある。

本債券の利息は、一般的に利息として取扱われるものと考えられる。日本国の居住者および内国法人が支払を受ける本債券の利息は、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、日本の税法上20%(国税と地方税の合計)の源泉税を課される(租税特別措置法第3条の3、地方税法71条の5および6)(平成25年1月1日から平成49年12月31日までは20.315%(15.315%の国税と5%の地方税)の税率となる。)。居住者においては、当該源泉税の徴収により課税関係は終了する(ただし、本(2)項の最終段落を参照のこと。)。内国法人においては、当該利息は課税所得に含められ、日本国の所得に関する租税の課税対象となる。ただし、当該法人は当該源泉税額を、一定の制限の下で、日本国の所得に関する租税から控除することができる。

本債券の償還により支払を受ける金額が本債券の取得価額を超える場合のその差額は、明確な規定がないため、全く疑義無しとはしないが、償還差益として取り扱われるものと思われる。償還差益として取り扱われ、かつ、所得が日本国の居住者に帰属する場合は雑所得として取り扱われ、総合課税の対象となる(所得税法第35条第1項、所得税基本通達35-1(3))。個人の総合課税の税率は超過累進税率となっている。(ただし、本(2)項の最終段落を参照のこと。)また当該償還差益が日本国の内国法人に帰属する場合は、償還差益は課税所得に含められ、日本国の所得に関する租税の課税対象となる。本債券の償還により支払を受ける金額が本債券の取得価額を下回る場合のその差額は、明確な規定がないため、全く疑義無しとはしないが、償還差損として取り扱われるものと思われる。償還差損が日本国の居住者に帰属する場合は家事上の損失もしくは利子所得を得るための支出とする見解がみられるが、それによると、個人投資家において発生した償還差損は課税上ないものとみなされることとなる。また当該償還差損が日本国の内国法人に帰属する場合は、償還差損は日本国の所得に関する租税の課税対象となる課税所得から差し引かれる。

日本国の居住者である個人が本債券を譲渡した場合の取扱いは明確ではないが、その譲渡益は原則として非課税になると思われる。しかし、債券の利子の利率のうち最も高いものを最も低いもので除した割合が100分の150以上である債券(利子を付さない期間があるものを含む。)については、租税特別措置法第37条の16および租税特別措置法施行令第25条の15に基づきその譲渡に関する損益は総合課税の対象となる。本債券は、利子の利率のうち最も高いものを最も低いもので除して計算した割合が100分の150以上になる可能性があるため、譲渡益が譲渡所得として総合課税の対象となる可能性がある(ただし、本(2)項の最終段落を参照のこと。)。また、内国法人が本債券を譲渡した場合には、その譲渡による譲渡損益はその内国法人のその事業年度の日本国の租税の課税対象となる所得の金額を構成する。

外国法人の発行する債券から生ずる利息および償還差益は、日本国に源泉のある所得として取り扱われず、従って、本債券に係る利息および償還差益で、日本国の非居住者および日本国に恒久的施設を

持たない外国法人に帰属するものは、通常日本国の所得に関する租税は課されない。同様に、本債券の譲渡により生ずる所得で非居住者および日本国に恒久的施設を持たない外国法人に帰属するものは、日本国の所得に関する租税は課されない。

なお、2013年税制改正により、2016年1月1日以降においては、居住者が支払を受けるべき特定公社債等(本債券、その他の国外において発行された公社債で、国内において売出しがされたもの等を含む。)の利子等については、源泉分離課税ではなく、20.315%(所得税15.315%、住民税5%)の税率による申告分離課税の対象となり、また、居住者が特定公社債等の譲渡をした場合の譲渡所得についても、同じく20.315%の税率による申告分離課税の対象となる予定である。特定公社債等の償還差益についても、譲渡所得と同様の扱いとなる予定である。また、日本国の居住者である個人に関して2016年1月1日以後に申告分離課税の対象となる本債券の利息、償還差損益および譲渡損益については、一定の条件で、他の債券や上場株式等の利息、配当、償還差損益および譲渡損益等と損益通算を行うことができる。

9【準拠法及び管轄裁判所】

本債券、利札および代理契約ならびにこれらに起因または関連する契約外のいかなる義務も、英国法に準拠し、かつ、これに従って解釈される。

英国の裁判所は本債券もしくは利札よりまたはこれに関連して生ずる紛争を解決するための管轄権を有するものであり、従って、代理契約、本債券または利札よりまたはこれに関連して生ずる訴訟または訴訟手続(以下「訴訟手続」という。)はかかる裁判所に提起することができる。発行者は取消不能の形で、かかる裁判所の管轄権に服し、また、かかる裁判所における訴訟手続に対して、裁判地を理由とすると、かかる訴訟手続が不便宜法廷地において提起されたことを理由とするとを問わず、いかなる異議をも放棄する。かかる服従は本債権者および利札所持人各人の利益のみのためになされるものであり、訴訟手続を適法な管轄権を有するデンマークの裁判所に提起し、または、資産の保全または英国またはデンマーク王国における訴訟手続に関する判決の強制もしくは執行に関し、いかなる地において手段を講ずることができる本債権者もしくは利札所持人の権利を制限するものではないものとする。

発行者は取消不能の形で、本債券に関して英国の裁判所に提起された訴訟手続における発行者の代理人として現在英国ロンドンE14 5JJ、アッパー・バンク・ストリート10に所在するクリフォード・チャンス・セクレタリーズ・リミテッドを選任する。発行者はさらに、取消不能の形で、いかなる訴訟手続または判決の執行に対するいかなる免責は(主権その他を根拠とすると否とを問わず、現在もしくは将来存在する限り)発行者により取消不能の形で権利放棄され、自己のためにもその資産に関しても主張されないことに同意し、また、発行者は、訴訟手続に関し一般的に、訴訟手続に関して下されるもしくは付与される命令もしくは判決のいかなる財産に対する宣告、強制もしくは執行を含む(ただし、これらに限られない。)訴訟手続に関する救済の付与もしくは令状の発行に取消不能の形で同意する。

10【公告の方法】

本債券に関するすべての通知は、ロンドンの主要日刊紙1紙(「フィナンシャル・タイムズ」(Financial Times)となる予定である。)に、またはこれが不能の場合、発行者が定めるヨーロッパにおいて一般的に流通しているその他の英字日刊紙1紙に掲載されるものとする。上記により掲載された通知はいずれもかかる掲載の日になされたものとみなされ、もし二回以上掲載がなされた場合、最初の掲載日になされたものとする。利札所持人は、すべての目的において本「10.公告の方法」に従い本債券の所持人に対しなされた通知の内容を通知されたものとみなされる。

確定債券が発行されるまでは、包括債券がすべてユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルグのために保有されている場合、本債券に関する限り、上記によるかかる掲載に代え、当該通知を本債券の所持人へ伝えるためユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルグに交付することができる。かかる通知は当該通知がユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルグに対して発せられた日に、本債券の所持人に対してなされたものとみなされるものとする。

本債券の所持人により発せられる通知もしくはなされる要求は、書面によるものとし、かつこれに関連する本債券を付して本債券の代理人に提出することにより行われるものとする。本債券のいずれかが包括債券により表章されている限り、かかる通知または要求は包括債券により表章されている本債券の所持人より本債券の代理人に対して、ユーロクリアおよび/またはクリアストリーム・ルクセンブルグ(場合による。)を経由して本債券の代理人およびユーロクリアおよび/またはクリアストリーム・ルクセンブルグがかかる目的のために承認する方法により発するもしくは行うことができる。

11【その他】

(1) 債務不履行事由

下記の事由(以下「債務不履行事由」という。)のいずれかが発生し、かつ、継続する場合、

- (a) 支払懈怠：発行者が本債券のいずれかに関する元金もしくは利息の支払をその支払期日に怠り、かつ、当該債務不履行が、本債権者のいずれかが発行者に対し、書面による通知を発してから14日間継続する場合、または
- (b) その他の債務の違反：発行者が本債券のその他の規定のいずれかの適正な履行を怠り、当該債務不履行が、本債権者のいずれかが発した書面によるその旨の通知を本債券の代理人が受領してから30日間治癒されない場合、または
- (c) クロス・デフォルト：25,000,000米ドルまたはその相当額を超える発行者の、または発行者が引受けたもしくは保証した借入金債務の元金、またはプレミアムもしくは期限前償還手数料(もしあれば)もしくは利息の期日支払をその支払期日に怠り、当該債務不履行がこれに適用される猶予期間(もしあれば)または3日間のうち、長い方の期間を超えて継続し、かつ、当該利息、元金、プレミアムもしくは期限前償還手数料の支払時期が有効に延期されないか、または当該借入金債務が、当該債務上の債務不履行事由(規定の仕方は問わない。)の発生により期限の利益を喪失したため、その弁済期前に弁済しなければならなくなった場合、または
- (d) 支払不能等：発行者が一般的にその債権者のために財産移転もしくは譲渡をなし、またはその債権者と債務免除その他の和議を行い、再生手続開始の申立をし、書面にて弁済期の到来した債務を一般的に弁済できないことを承認し、破産、支払不能その他これに類する法律による手続を開始し、破産もしくは支払不能の宣告を受け、管財人もしくはこれに類する官吏が発行者の資産もしくは事業の全部もしくは一部につき選任され、発行者につき適用ある清算、支払不能、債務免除、会社更生もしくはこれらに類する法律に基づく手続が開始され、または発行者が整理、清算もしくは解散され、担保権者が発行者の資産もしくは事業の全部もしくは重要な部分の占有を取得し、または発行者の資産の全部もしくは重要な部分に対して差押えもしくは執行もしくはその他の手続が行われもしくは強制されもしくは訴求され、かつかかる差押え、執行もしくはその他の手続が60日以内に取り下げられない場合、または
- (e) 違法性：発行者が本債券上のその債務のいずれかを履行することが違法となるか、または本債券上の債務のいずれかが有効かつ拘束力を有するものでなくなった場合、または
- (f) 構成員の地位：「地方自治体(kommuner)」および「州(regioner)」(またはデンマーク王国の法律上、これらに類する地方政府)が発行者の唯一の構成員でなくなるか、または発行者の構成

員が発行者の借入金を含む、すべての発行者の債務につき直接的に連帯責任を負うことがなくなった場合、または

- (g) 事業の変更：発行者がその事業もしくは営業活動の全部もしくは重要な部分を廃止もしくは廃止しようとし、またはその事業もしくは資産の全部もしくは重要な部分を、直接もしくは間接に、売却、譲渡、貸与もしくはその他処分する場合（ただし、完全な対価をもって発行者の完全子会社に対してなされる善意の売却、譲渡、貸与もしくはその他処分の結果による場合、またはかかる売却、譲渡、貸与もしくはその他処分が完全な対価をもって発行者の完全子会社に対してなされる善意の売却、譲渡、貸与もしくはその他処分である場合はこの限りでない。）

いかなる本債券についてもその所持人は、本債券の代理人の指定事務所に対して書面による通知を発することにより、期限の利益の喪失を宣言することができ、これによりさらなる手続を経ることなく、当該本債券は額面金額に経過利息を付して直ちに支払われるものとする。ただし、本債券の代理人がかかる通知を受領するときまでに、当該債務不履行事由が治癒された場合はこの限りでない。

(2) 包括債券

恒久包括債券に対する権利は、(a)ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルグまたはその他の決済機関が（法定の休日を理由とするものを除き）14日連続して営業を停止した場合、もしくは営業を恒久的に停止する意思を公表した場合、または(b)発行者または発行者のために行為する者が、本債券が無記名式の確定債券である場合には必要とされない本債券の要項所定の追加金額を支払うべき義務を負った場合（各々を「交換事由」という。）、かかる包括債券の所持人の請求により、その全部について（一部は不可）確定債券と交換される。恒久包括債券が確定債券と交換される場合は、常に、発行者は速やかに、その恒久包括債券の所持人がかかる交換を請求してから30日以内に本債券の代理人の指定事務所において恒久包括債券が提出されるのと引換えに、かかる所持人に対して、かかる恒久包括債券の額面金額に等しい額面総額の、真正の証明がなされた確定債券を（適切な場合および適切な範囲において利札を付して）引渡すことを確保するものとする。

(3) 追加発行

発行者は随時、本債権者または利札所持人の同意なしに本債券と同一、または初回利払金額を除き同一の要項を有する債券を追加作成し発行することができ、同債券は未償還残存している本債券と合わせて単一のシリーズを構成することができる。

(4) 本債券および利札の代替

本債券（包括債券を含む。）または利札が破損、汚損、盗失、滅失または紛失した場合、当該本債券または利札は本債券の代理人の指定事務所において、請求人がこれに関してかかる経費を支払うことと引換えに、かつ、発行者が合理的に要求する証明および補償に関する条件に従って、新券と交換することができる。破損または汚損した本債券または利札は代券が発行される前に引渡さなければならない。

(5) 時効

本債券に関する元金の支払請求権および本債券に関する利息（もしあれば）の支払請求権は、その該当日（「8．課税上の取扱い - (1)デンマークの租税」において定義される。）からそれぞれ10年および5年が経過したときは、時効により消滅する。

(6) 強制履行

本債権者でない者は1999年契約（第三者の権利）法に基づき、本債券の条項を強制するいかなる権利も有さないが、このことは当該法律とは別に存在するもしくは利用することができる第三者のいかなる権利もしくは救済方法に影響を及ぼすものではない。

第3 【資金調達の目的及び手取金の使途】

該当事項なし

第4 【法律意見】

発行者の内部法律顧問より、以下の趣旨の法律意見書が提出されている。

- (イ)有価証券届出書および訂正有価証券届出書ならびにそれらの関東財務局長への提出は、発行者により正当かつ有効に授権されている。
- (ロ)本債券についての本プログラムに関する代理契約は、発行者により正当に授権され、署名されかつ交付されており、その条項に従った発行者の有効、適法かつ拘束力を有する義務である。
- (ハ)本債券は、代理契約に従い正当に署名がなされ交付されれば、その条項に従った発行者の有効かつ拘束力を有する債務となる。
- (ニ)有価証券届出書および訂正有価証券届出書に記載されたとおりの日本国における本債券の売出しは、デンマーク王国の法律または規則に違反しない。
- (ホ)有価証券届出書および訂正有価証券届出書(当該書類に記載された参照書類を含む。)中のデンマーク王国についてのすべての法的事項の記載は、すべての重要な点において真実かつ正確である。

第5 【その他の記載事項】

発行者の名称およびロゴ、本債券の名称、ならびに売出人および本債券の売出しの取扱いを一部委託された登録金融機関の名称が債券売届出目論見書の表紙に記載される。

さらに債券売届出目論見書の表紙裏に、次の記載がなされる。

「本債券の満期償還額および償還時期は、参照指数水準の変動により影響を受けることがあります。また、本債券に適用される利率についても、参照指数水準の変動により差異が生じます。詳細につきましては、本書「第一部 証券情報 第2 売出債券に関する基本事項」をご参照下さい。

本債券への投資は、株式市場の動向により直接的に影響を受けます。本債券に投資しようとする投資家は、本債券への投資を判断するにあたって、必要に応じ、自身の独立した法務、税務、会計等の専門家の助言を得るべきであり、本債券の投資に伴うリスクを理解し、かかるリスクに耐え得る投資家のみが本債券に対する投資を行って下さい。」

また、便宜上、当該目論見書の表紙裏直後に本債券に関する売出人等の契約締結前交付書面、本債券の想定損失額についてのご説明および無登録格付に関する説明書を挿入する。

さらに、債券売届出目論見書の冒頭に、次の記載がなされる。

「リスク要因

株式投資にかかるリスクに耐え、かつ、そのリスクを評価し得る経験豊富な投資家のみが、本債券の投資に適している。本債券への投資を予定する投資家は、本債券へ投資をすることが適当か否か判断する際に、主に以下のリスク要因を検討すべきである。

元本リスク

本債券は、早期償還されずに、かつ、いずれかの参照指数について観察期間中にかかる参照指数の参照指数終値が1度でもそのノックイン判定水準以下となり、かつ最終評価日のいずれかの参照指数の参照指数終値がその当初株価を下回った場合には、満期償還額が日経平均株価またはS&P500指数の水準に連動するため、満期償還額が額面金額を下回る可能性がある。なお、満期償還額は額面金額を上回ることではなく、キャピタルゲインを期待して投資すべきではない。

利率変動リスク

本債券の利率は、2015年11月14日の利払期日に支払われる利息については固定利率が適用されるが、2016年2月14日以降の各利払期日については、参照指数の水準により適用される利率が変動する。各利率決定日に参照指数のうちの少なくとも一方の参照指数終値がその利率判定水準未満の場合、関連する連動利払期日に支払われる利息について適用される利率は、年率0.10%となる。

投資利回りリスク

本債券は同年限の信用格付の類似する他の普通債券と比して高い利息が得られる可能性がある。しかし、上記「元本リスク」に記載のとおり、満期償還額が額面金額を下回る場合には、本債券の投資利回りがマイナスになる(すなわち、投資家が損失を被る。)可能性がある。また、経済環境の変化により、将来、本債券よりも有利な条件の債券が同一の発行者から発行される可能性もある。なお、かかる高い利息が得られる可能性の代わりに、本債券の所持人は、参照指数が下落した場合に、額面金額を下回る価額で償還がなされるリスクを負担している。

早期償還リスク

本債券は早期償還判定日において、すべての参照指数終値がその早期償還判定水準以上の場合、当該早期償還判定日の直後の利払期日において、自動的に額面金額で経過利息を付して早期償還される。その際に早期償還された償還額を再投資した場合に、早期償還されない場合に得られる本債券の利金と同等の利回りが得られない可能性(再投資リスク)がある。

配 当

参照指数は構成銘柄の価格のみから計算されるため、各構成銘柄に支払われる配当金およびその再投資は反映されない。

不確実な流通市場

本債券の活発な流通市場は確立されていない。発行者ならびに日本国における売出しに関連する売出人および本債券の売出しの取扱いを一部委託された登録金融機関は、本書に基づいて売出された本債券につき買取る義務を負うものではない。また、発行者、売出人および本債券の売出しの取扱いを一部委託された登録金融機関は、特に必要性が認められない限り、本債券の所持人向けに流通市場を創設するため本債券の売買を行う予定もない。したがって、本債券は非流動的であるため、本債券の所持人は、本債券をその償還前に売却することができない場合がありうる。仮に本債券を売却することができたとしても、その売買価格は、参照指数、発行者の財務状況、通常の市場状況やその他の要因により、当初の投資額を著しく下回る可能性がある。本債券に投資することを予定している投資家は、満期日まで保有することができる場合のみ、本債券への投資を行うべきである。

信用リスク

発行者の財務・経営状況が著しく悪化した場合、発行者の本債券の元利金の支払に悪影響を及ぼす可能性がある。一般的に、発行者の格付は、その債務支払能力を示すものとされている。

中途売却価格に影響する要因

上記「不確実な流通市場」において記述したように、本債券の償還前の売却はできない場合がある。また、売却できる場合も、その価格は、次のような要因の影響を受ける。

本債券の満期償還額は下記「3. 償還の方法 - (1) 最終償還」により決定されるが、満期日前の本債券の価格は、様々な要因に影響され、ある要因が他の要因を打ち消す場合も、あるいは相乗効果をもたらす場合もあり、複雑に影響する。以下に、他の要因が一定の場合に、ある要因だけが変動したと仮定した場合に予想される本債券の価格への影響を例示した。

参照指数

本債券の満期償還額および利率は参照指数に連動あるいは変動し、かつ早期償還も参照指数の水準により決定される。一般的に、参照指数が上昇した場合の本債券の価格は上昇し、参照指数が下落した場合の本債券の価格は下落することが予想される。

参照指数の予想変動率

予想変動率とは、ある期間に予想される価格変動の幅と頻度を表わす。一般的に参照指数の予想変動率の上昇は本債券の価格を下げる方向に作用し、逆に予想変動率の下落は本債券の価格を上げる方向に作用する。ただし、本債券の価格への影響は参照指数の水準や早期償還判定水準、早期償還判定日までの期間によって変動する。

早期償還判定日または満期までの残存期間

早期償還判定日の前後で本債券の価格が変動する機会が多いと考えられ、早期償還判定日に早期償還されないことが決定した場合は本債券の価格が下落する傾向があるものと予想される。ただし、参照指数、円金利水準、参照指数の予想変動率によってはかかる傾向が変化するため、以上の傾向が逆転する可能性もある。

配当利回りと保有コスト

一般的に、参照指数の構成銘柄の配当利回りの上昇、あるいは参照指数および参照指数先物の保有コストの下落は、本債券の価格を下落させる方向に作用し、逆に参照指数の構成銘柄の配当利回りの下落、あるいは参照指数および参照指数先物の保有コストの上昇は本債券の価格を上昇させる方向に作用すると予想される。

金 利

円金利が下落すると本債券の価格が上昇し、円金利が上昇すると本債券の価格が下落する傾向があると予想されるが、参照指数、円金利水準、参照指数の予想変動率によってはかかる傾向が変化するため、以上の傾向が逆転する可能性もある。

発行者の格付

一般的に発行者の格付が上昇すると本債券の価格は上昇し、格付が下落すると本債券の価格は下落すると予想される。

各参照指数間の相関係数

各参照指数間の相関係数とは、各参照指数の価格変動の類似性を表わす指標である。一般的に、一方の参照指数の水準が上昇(下落)する時、他方の参照指数の水準が上昇(下落)する割合が高いほど相関係数は上昇し、また、一方の参照指数の水準が上昇(下落)する時、他方の参照指数の水準が下落(上昇)する割合が高いほど相関係数は低下する。本債券において、各参照指数間の相関係数が上昇すると本債券の価格を上昇させる方向に作用し、各参照指数間の相関係数が低下すると本債券の価値を下落させる方向に作用する。

本債券に影響を与える市場活動

発行者、売出人、本債券の売出しの取扱いを一部委託された登録金融機関および計算代理人は、その業務遂行上あるいは発行者の本債券にもとづく支払債務をヘッジする目的で、自己勘定で(ただし関係当局による規制に違反しない範囲で)参照指数の各構成銘柄および参照指数先物・オプションを売買することがある。この売買により、参照指数に影響を及ぼし、それが結果的に本債券の所持人に不利な影響を及ぼすことがありうる。

税務上の取扱い

日本の税務当局は本債券についての日本の課税上の取扱いについて明確にしていない。下記「8. 課税上の取扱い - (2) 日本国の租税」の項を参照のこと。なお、将来、日本の税務当局が現状の取扱いとは異なる新たな取扱いを決めたり、異なる解釈を行う可能性がある。本債券に投資しようとする投資家は、各投資家の状況に応じて、本債券に投資することによるリスクや本債券に投資することが適当か否かについて各自の会計・税務顧問に相談することが望ましい。」

第二部 【参照情報】

第1【参照書類】

発行者の概況等金融商品取引法第27条において準用する同法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度(自平成26年1月1日 至平成26年12月31日)
平成27年6月30日関東財務局長に提出

2【半期報告書】

該当なし

3【臨時報告書】

該当なし

4【外国者報告書及びその補足書類】

該当なし

5【外国者半期報告書及びその補足書類】

該当なし

6【外国者臨時報告書】

該当なし

7【訂正報告書】

該当なし

第2【参照書類の補完情報】

該当なし

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

該当なし

第三部 【保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当なし

第2【保証会社以外の会社の情報】

該当なし

第3【指数等の情報】

1【当該指数等の情報の開示を必要とする理由】

本債券は、2015年11月14日以降の利息期間に適用される利率、満期償還額および早期償還の有無が日経平均株価およびS&P500指数の水準により決定されるため、日経平均株価およびS&P500指数に関する情報は、本債券の投資家の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。

2【当該指数等の推移】

次表は過去5年間および最近6ヶ月の日経平均株価の最高・最低値を示したものである。

(単位:円)

| 最近5年間の 年度別最高・ 最低値 | 年度 | 2010年 | 2011年 | 2012年 | 2013年 | 2014年 |
|-------------------------|----|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | 最高 | 11,339.30 | 10,857.53 | 10,395.18 | 16,291.31 | 17,935.64 |
| | 最低 | 8,824.06 | 8,160.01 | 8,295.63 | 10,486.99 | 13,910.16 |

| 最近6ヶ月の 月別最高・ 最低値 | 月別 | 2015年1月 | 2015年2月 | 2015年3月 | 2015年4月 | 2015年5月 | 2015年6月 |
|------------------------|----|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | 最高 | 17,795.73 | 18,797.94 | 19,754.36 | 20,187.65 | 20,563.15 | 20,868.03 |
| | 最低 | 16,795.96 | 17,335.85 | 18,665.11 | 19,034.84 | 19,291.99 | 19,990.82 |

指数値は日々の終値ベースである。

2015年7月10日の日経平均株価の終値は、19,779.83円であった。

出典：株式会社日本経済新聞社（日経平均プロフィールのウェブサイト）

次表は過去5年間および最近6ヶ月のS&P500指数の最高・最低値を示したものである。

(単位：ポイント)

| 最近5年間の 年度別最高・ 最低値 | 年度 | 2010年 | 2011年 | 2012年 | 2013年 | 2014年 |
|-------------------------|----|----------|----------|----------|----------|----------|
| | 最高 | 1,259.78 | 1,363.61 | 1,465.77 | 1,848.36 | 2,090.57 |
| | 最低 | 1,022.58 | 1,099.23 | 1,277.06 | 1,457.15 | 1,741.89 |

| 最近6ヶ月の 月別最高・ 最低値 | 月別 | 2015年1月 | 2015年2月 | 2015年3月 | 2015年4月 | 2015年5月 | 2015年6月 |
|------------------------|----|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| | 最高 | 2,063.15 | 2,115.48 | 2,117.39 | 2,117.69 | 2,130.82 | 2,124.20 |
| | 最低 | 1,992.67 | 2,020.85 | 2,040.24 | 2,059.69 | 2,080.15 | 2,057.64 |

指数値は日々の終値ベースである。

2015年7月10日のS&P500指数の終値は、2,076.62ポイントであった。

出典：ブルームバーグ・エルピー